

茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進            第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン            第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン            (略)            本市では、震度5弱を観測し、災害対策本部を設置し、避難所の開設・避難者の受け入れを行いました。市内では、外壁の亀裂やコンクリートブロック塀等の物的被害、一部では電気、水道等のライフライン被害が発生し、さらに、3月14日から始まった計画停電により、<u>日常生活や企業活動等</u>にも大きな影響を及ぼしました。            (略)            1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」            (略)            しかし、東日本大震災がもたらした甚大な被害や、変わり果てた<u>三陸海岸</u>沿岸部の状況は、市の防災体制を根幹から改めて見直す大きな契機となりました。            (略)            3 「広域応援・受援体制の確立」            (略)            しかし、東日本大震災では、支援が<u>長期にわたるとともに</u>、応援部隊等の受援体制について十分な準備ができておらず、応援機関の職員の寝食を賄う施設や、限られた人数での動員、指揮・引継体制について課題が残りました。            このことから、<u>自治体相互や企業等との災害協定の拡充</u>を図り、活動拠点となる施設との連携体制を充実させ、応急対策活動に関わる全ての者が一致団結して効果的な活動を行えるよう「広域応援・受援体制の確立」を目指します。            4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」            (略)            しかし、一方で、長期化した避難所生活や復興対策において、女性をはじめとした地域生活者の視点が必ずしも<u>十分に</u>取り入れられず、<u>性別による役割分担等</u>が固定化された例もあり、様々な視点から防災対策を講じる必要性も明らかになりました。            (略)</p>	<p>P 2            第1章 地震災害対策の計画的な推進            第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン            第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン            (略)            本市では、震度5弱を観測し、災害対策本部を設置し、避難所の開設・受け入れを行いました。市内では、外壁の亀裂やコンクリートブロック塀等の物的被害、一部では電気、水道等のライフライン被害が発生し、さらに、3月14日から始まった計画停電により、<u>各家庭・企業等</u>にも大きな影響を及ぼしました。            (略)            1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」            (略)            しかし、東日本大震災がもたらした甚大な被害や、変わり果てた沿岸部の状況は、市の防災体制を根幹から改めて見直す大きな契機となりました。            (略)            3 「広域応援・受援体制の確立」            (略)            しかし、東日本大震災では、支援が<u>長期化され</u>、応援の受援体制について十分な準備ができておらず、応援機関の職員の寝食を賄う施設や、限られた人数での動員、指揮・引継体制について課題が残りました。            このことから、<u>行政相互や企業等との協定締結の拡充</u>を図り、活動拠点となる施設との連携体制を充実させ、応急対策活動に関わる全ての者が一致団結して効果的な活動を行えるよう「広域応援・受援体制の確立」を目指します。            4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」            (略)            しかし、一方で、長期化した避難所生活や復興対策において、女性をはじめとした地域生活者の視点が必ずしも取り入れられず、<u>性別役割分担等</u>が固定化された例もあり、様々な視点から防災対策を講じる必要性も明らかになりました。            (略)</p>

新	旧														
<p>第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>2 位置及び面積</p> <table border="1"> <tr> <td>位 置</td> <td>東経139° 24' ・北緯35° 20'</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>35.76 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">距 離</td> <td>東西 6.94 km</td> </tr> <tr> <td>南北 7.60 km</td> </tr> </table> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口※</p> <p>本市の人口は、平成29年8月1日現在240,452人であり、1 km<sup>2</sup>当たりの人口密度は、およそ6,735人です。(※修正時点での直近の数字を反映します)</p> <p>3 建物状況</p> <p>平成28年1月1日現在の本市の建物における木造・非木造建物の延床面積をみると、木造が5,746,434 m<sup>2</sup>、非木造が4,955,500 m<sup>2</sup>であり、木造率は建物全体の約53.7%となっています。(出典「第10回都市計画基礎調査」(茅ヶ崎市))</p>	位 置	東経139° 24' ・北緯35° 20'	面 積	35.76 km <sup>2</sup>	距 離	東西 6.94 km	南北 7.60 km	<p>第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>2 位置及び面積</p> <table border="1"> <tr> <td>方 位</td> <td>東経139° 24' ・北緯35° 19'</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>35.76 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">距 離</td> <td>東西 6.94 km</td> </tr> <tr> <td>南北 7.60 km</td> </tr> </table> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>本市の人口は、平成27年1月1日現在237,986人であり、1 km<sup>2</sup>当たりの人口密度は、およそ6,660人です。</p> <p>3 建物状況</p> <p>平成24年4月1日現在の本市の建物における木造・非木造建物の延床面積をみると、木造が5,549,693 m<sup>2</sup>、非木造が4,590,436 m<sup>2</sup>であり、木造率は建物全体の約54.7%となっています。</p>	方 位	東経139° 24' ・北緯35° 19'	面 積	35.76 km <sup>2</sup>	距 離	東西 6.94 km	南北 7.60 km
位 置	東経139° 24' ・北緯35° 20'														
面 積	35.76 km <sup>2</sup>														
距 離	東西 6.94 km														
	南北 7.60 km														
方 位	東経139° 24' ・北緯35° 19'														
面 積	35.76 km <sup>2</sup>														
距 離	東西 6.94 km														
	南北 7.60 km														
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第4節 被害想定 (略)</p> <p>第2 津波被害の想定</p> <p>1 津波浸水予測の検証</p> <p>県は、東日本大震災による津波被害を踏まえ、学識者等で構成する「津波浸水想定検討部会」を設置し、平成24年3月30日に新たな津波浸水予測図を公表しました。しかし、平成25年12月に内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から最新の科学的知見が示されたことから、想定外をなくすという考えのもと、平成27年3月31日に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を公表しました。</p>	<p>P9</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第4節 被害想定 (略)</p> <p>第2 津波被害の想定</p> <p>1 津波浸水予測の検証</p> <p>県は、東日本大震災による津波被害を踏まえ、学識者等で構成する「津波浸水想定検討部会」を設置し、平成24年3月30日に新たな津波浸水予測図を公表してきました。平成25年12月に内閣府が設定した「首都直下地震モデル検討会」から最新の科学的知見が示されたことから、想定外をなくすという考えのもと、平成27年2月17日に神奈川県津波浸水想定検討部会より新たな津波浸水予測図が示されました。</p>														

新			旧		
2 津波想定 (略) (2) 検討対象地震			2 津波想定 (略) (2) 検討対象地震		
【検討対象地震一覧表】			【検討対象地震一覧表】		
検討対象地震	説明	最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)	検討対象地震	説明	最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)
①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	(略)	最大津波到達高 <u>8.6m</u> 最大津波到達時間 17分	①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	(略)	最大津波到達高 <u>8.9m</u> 最大津波到達時間 17分
②相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）	(略)	(略)	②相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）	(略)	(略)
③西相模灘地震	(略)	最大津波到達高 <u>1.4m</u> 最大津波到達時間 <u>45分</u>	③西相模灘地震	(略)	
④大正関東地震タイプ	相模トラフ沿いの相模湾から房総半島西側の領域を震源域とする地震。深さはトラフ軸から30～35kmまでの範囲。首都地域の広域にわたり大きな揺れが発生し、神奈川県では津波高6～8メートルが想定される。 ・発生間隔：200～400年 ・前回発生時期：1923年 ・今後30年以内の発生確率：ほぼ0～ <u>2%</u>	最大津波到達高 <u>6.2m</u> 最大津波到達時間 <u>5分</u>	④大正関東地震	相模トラフ沿いの相模湾から房総半島西側の領域を震源域とする地震。深さはトラフ軸から30～35kmまでの範囲。首都地域の広域にわたり大きな揺れが発生し、神奈川県では津波高6～8メートルが想定される。 ・発生間隔：200～400年 ・前回発生時期：1923年 ・今後30年以内の発生確率：ほぼ0～ <u>5%</u>	

新			旧		
⑤元禄関東地震タイプ	相模トラフ沿いの相模湾から房総半島南西沖の領域を震源域とする地震。深さはトラフ軸から30～35kmまでの範囲。首都地域の広域にわたり大きな揺れが発生し、神奈川県では津波高10メートルを超える場合がある。 ・発生間隔：2千年から3千年 ・前回発生時期：1703年 ・今後30年以内の発生確率： <u>ほぼ0.0%</u>	(略)	⑤元禄関東地震	相模トラフ沿いの相模湾から房総半島南西沖の領域を震源域とする地震。深さはトラフ軸から30～35kmまでの範囲。首都地域の広域にわたり大きな揺れが発生し、神奈川県では津波高10メートルを超える場合がある。 ・発生間隔：2千年から3千年 ・前回発生時期：1703年 ・今後30年以内の発生確率：0.0%	(略)
⑥元禄関東地震タイプと国府津 - 松田断層帯の連動地震	(略)	(略)	⑥元禄関東地震と国府津 - 松田断層帯の連動地震	(略)	(略)
⑦慶長型地震	(略)	(略)	⑦慶長型地震	(略)	(略)
⑧明応型地震	(略)	最大津波到達高 <u>5.8m</u> 最大津波到達時間 <u>50分</u>	⑧明応型地震	(略)	
⑨神奈川県西部地震	(略)	最大津波到達高 <u>3.5m</u> 最大津波到達時間 <u>16分</u>	⑨神奈川県西部地震	(略)	
(平成27年3月 神奈川県 津波浸水想定図)			(平成27年2月第10回津波浸水想定検討会資料「津波浸水予測について(解説)」による)		

新	旧
<p>3 津波浸水予測図 (略) なお、市は、平成27年3月31日に神奈川県が示した新たな津波浸水想定図をもとに、今後ハザードマップを改訂します。</p> <p>第3 火災危険度 市では、平成20年度に、本市の地域危険度を測定しました。この調査は、5年ごとに実施することとなっていることから、平成25年度に直近の固定資産課税台帳や建物の更新状況をもとに、建物倒壊危険度、火災危険度、道路閉塞確率及び地区内通過確率の検証を行いました。 地域危険度測定は、災害に強いまちづくりを推進していくために、地域の危険性を正しく理解し、地震への備えを進めるために活用するものです。 ここでは、平成25年度 地震による地域危険度測定調査報告「2火災危険度」より一部を抜粋し、火災危険度を示しています。 (平成20年度 地域危険度測定調査報告(平成25年度検証)による) (略)</p>	<p>3 津波浸水予測図 (略) なお、市は、平成27年2月17日に神奈川県津波浸水想定検討部会が示した新たな津波浸水予測図をもとに、今後ハザードマップを改訂します。</p> <p>第3 火災危険度 市では、平成20年度に、本市の地域危険度を測定しました。この調査は、5年ごとに実施することとなっていることから、平成25年度に最新の固定資産課税台帳や建物の更新状況をもとに、建物倒壊危険度、火災危険度、道路閉塞確率及び地区内通過確率の検証を行いました。 地域危険度測定は、災害に強いまちづくりを推進していくために、地域の危険性を正しく理解し、地震への備えを進めるために活用されます。 ここでは、平成25年度 地震による地域危険度測定調査報告「2火災危険度」より一部を抜粋し、火災危険度を示しています。 (平成25年度 地震による地域危険度測定調査報告による) (略)</p>

新	旧
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進  第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割  (略)</p> <p>第1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱  1 市  市は、防災の<u>第一義的責任</u>を有する基礎的な<u>自治体</u>として、<u>市域並びに市民</u>の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等と<u>連携し</u>防災活動を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>医療救護体制整備のための医療機関との連絡調整</u></p> <p>(13) <u>応急手当及び看護に関する指導</u></p> <p>(14) <u>保健衛生に関する指導及び防疫活動</u></p> <p>(15) <u>医療情報の収集伝達</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> </div> <p>2 県  県は、市町村を包括する広域的<u>地方公共団体</u>として、<u>県土並びに県民</u>の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体等と<u>連携し</u>防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務、または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。</p>	<p>P 1 4  第1章 地震災害対策の計画的な推進  第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割  (略)</p> <p>第1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱  1 市  市は、防災の<u>第一次的責任</u>を有する基礎的な<u>地方公共団体</u>として、<u>市の地域並びに市民</u>の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等<u>の連携を得て</u>防災活動を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>保健衛生</u></p> <p>(13) <u>文教対策</u></p> <p>(14) <u>被害調査及び復旧</u></p> <p>(15) <u>その他の災害応急対策</u></p> <p>(16) <u>その他の災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置</u></p> </div> <p>2 県  県は、市町村を包括する広域的<u>地方公共団体</u>として、<u>県土並びに県民</u>の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体等<u>の連携を得て</u>防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務、または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(2) 湘南地域県政総合センター <u>(県湘南現地災害対策本部)</u> (略)</p> <p>(3) 藤沢土木事務所 <u>(県湘南現地災害対策本部第2土木部)</u> (略)</p> <p>(4) 県衛生研究所 <u>(県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部)</u> <u>ア 市の要請に基づく2次避難施設の開設</u> (削除)</p> <p>(5) 企業庁茅ヶ崎水道営業所 (略)</p> <p>(6) 茅ヶ崎警察署 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 湘南地域県政総合センター (略)</p> <p>(3) 藤沢土木事務所 (略)</p> <p>(4) 茅ヶ崎保健福祉事務所 <u>ア 医療救護体制整備のための医療機関との連絡調整</u> <u>イ 応急手当及び看護に関する指導</u> <u>ウ 保健衛生に関する指導及び防疫活動</u> <u>エ 医療応報の収集伝達</u></p> <p>(5) 企業庁茅ヶ崎水道営業所 (略)</p> <p>(6) 茅ヶ崎警察署 (略)</p>
<p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関 (略)</p>	<p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関 (略)</p>
<p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川支局 <u>ア 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関するこ</u> <u>と</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</u> <u>ウ 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること</u> <u>エ 輸出証明に関すること</u> <u>オ 関係職員の派遣に関すること</u> (略)</p>	<p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川支局 <u>ア 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整</u>  (新設)  (略)</p>

新	旧
<p>(3) 総務省関東総合通信局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</li> <li>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</li> <li>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</li> <li>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</li> </ul> <p>(4) 財務省関東財務局（横浜財務事務所） （略）</p> <p>(6) 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災上必要な教育及び訓練</li> <li>イ 災害危険区域の選定</li> <li>ウ 災害時における情報の収集及び広報</li> <li>エ 災害時における交通確保</li> <li>オ 災害時における応急工事</li> <li>カ 災害復旧工事の実施</li> <li>キ 再度災害防止工事の施工</li> </ul> <p>(7) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災上必要な教育及び訓練</li> <li>イ 防災に関する施設及び設備の整備と、平常時及び災害時における関係機関の防災活動への支援</li> <li>ウ 災害危険区域の選定</li> <li>エ 水防に関する予報並びに警報の発表及び伝達</li> <li>オ 災害に関する情報の収集及び広報</li> <li>カ 水防活動の助言</li> <li>キ 災害時における応急工事</li> <li>ク 災害復旧工事の実施</li> <li>ケ 再度災害防止工事の施工</li> </ul> <p>(6) 国土交通省国土地理院関東地方測量部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供</li> <li>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</li> <li>ウ 地殻変動の監視</li> </ul>	<p>(3) 総務省関東総合通信局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 電波の監理並びに有線電気通信の監理</li> <li>イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導</li> <li>ウ 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督</li> <li>エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</li> <li>オ 非常通信協議会の育成、指導</li> </ul> <p>(4) 関東財務局（横浜財務事務所） （略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略) (略)</p> <p>(2) 電信電話機関(東日本電信電話株式会社神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店) (略)</p> <p>(3) 東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社 (略)</p> <p>(4) 東京ガス株式会社神奈川西支店 (略)</p> <p>(9) 日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局及び株式会社ゆうちょ銀行茅ヶ崎店 ア <u>災害時における郵便業務の確保</u> イ <u>被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> ウ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> エ <u>被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> オ <u>被災者救助団体に対するお年玉郵便葉書等寄付金の配分</u> カ <u>為替貯金、簡易保険及び郵便貯金の非常扱い</u> キ <u>地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の応急融資等の運用管理</u> (略)</p> <p>(12) 日本銀行横浜支店 ア <u>銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u> イ <u>資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> ウ <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> エ <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> オ <u>各種措置に関する広報</u></p> <p>(13) <u>公益社団法人神奈川県LPガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会</u> ア <u>LPガス消費設備の安全指導の徹底</u> イ <u>応急燃料の確保</u> ウ <u>被災地に対する燃料の供給</u></p>	<p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略) (略)</p> <p>(2) 電信電話機関(東日本電信電話株式会社神奈川支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店) (略)</p> <p>(3) 東京電力株式会社平塚支社 (略)</p> <p>(4) 東京ガス株式会社 (略)</p> <p>(9) 日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局及び株式会社ゆうちょ銀行茅ヶ崎店 ア <u>非常災害時における郵政事業の運行確保</u> イ <u>救助物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付</u> ウ <u>郵便為替による被災者救援のための寄付金送金の無料扱い</u> エ <u>為替貯金、簡易保険及び郵便貯金の非常扱い</u> オ <u>地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の応急融資等の運用管理</u> (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) (略) (削除)</p> <p>(12) 株式会社ジェイコム湘南、株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）、藤沢エフエム放送株式会社（レディオ湘南）、湘南リビング新聞社 (略)</p> <p>(13) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者 (略)</p> <p>(14) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 ア 災害ボランティアセンターの設置及び運営 イ 災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練 ウ 災害ボランティア受け入れのための資機材の備蓄 エ 義援金等の申請 オ 生活福祉資金の貸付</p> <p>(略)</p>	<p>3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) (略)</p> <p>(12) <u>公益社団法人神奈川県LPガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会</u> ア <u>LPガス消費設備の安全指導の徹底</u> イ <u>応急燃料の確保</u> ウ <u>被災地に対する燃料の供給</u></p> <p>(13) 株式会社ジェイコム湘南、株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）、藤沢エフエム放送株式会社（レディオ湘南）、湘南リビング新聞社 (略)</p> <p>(14) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者 (略)</p> <p>(15) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 ア 災害ボランティア受入体制整備の協力 イ 災害ボランティア受入訓練実施の協力 ウ 災害ボランティア受け入れのための資機材の備蓄 エ 義援金等の申請 オ ボランティア組織との連絡調整</p> <p>(略)</p>
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進 第6節 防災組織の充実 (略) 第1 市の防災組織 (略) 2 茅ヶ崎市災害対策本部 (1) 設置の根拠 災害対策基本法第23条の2 (2) 所掌事務 ア 茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより市域に係る災害予防及び災</p>	<p>P21 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第6節 防災組織の充実 (略) 第1 市の防災組織 (略) 2 茅ヶ崎市災害対策本部 (1) 設置の根拠 災害対策基本法第23条の2 (2) 所掌事務 ア 地域防災計画の定めるところにより市域に係る災害予防及び災害応急対</p>

新	旧
<p>害応急対策の実施 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の防災組織 市域を所管し、または市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、<u>防災計画または防災業務計画の円滑な実施のため、防災組織の充実に取り組みます。</u></p> <p>第3 自主防災組織</p> <p>1 設置の目的 災害対策基本法第5条の規定に基づき、市は自治会等を単位として昭和54年から自主防災組織の育成を<u>進めています。</u>自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という<u>自覚、連帯感に基づき、</u>自主的に結成するものです。 (略)</p>	<p>策の実施 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の防災組織 市域を所管し、または市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、<u>防災計画及び防災業務計画の円滑な実施のため、防災組織を</u>充実にします。</p> <p>第3 自主防災組織</p> <p>1 設置の目的 災害対策基本法第5条の規定に基づき、市は自治会等を単位として昭和54年から自主防災組織の育成を<u>始めました。</u>自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という<u>地域の連帯意識に基づき</u>自主的に結成するものです。 (略)</p>

新	旧
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第1節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>○自主防災組織は、地区防災訓練や自治会における防災研修会等を通じて、地域住民に対して、防災知識の普及・啓発を図っています。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>○自主防災組織や災害対策地区防災拠点配備職員（以下「配備職員」という。）、学校職員が災害時に連携して避難所の開設及び避難者の受け入れを行うためには、平常時からの顔の見える関係が必要です。</li> <li>○障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」という。）や支援者の災害時の負担を軽減するために、防災知識の普及・啓発が必要です。</li> <li>○園児、児童、生徒が、災害時、適切に行動できよう防災教育を充実させる必要があります。</li> <li>○略</li> </ul> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画部、市民安全部、都市部</span></p> <p>1 市民への防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) 防災研修会等の開催</p> <p>市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ防災知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>市及び自主防災組織は、大規模地震等の発生を想定し市が主催する防災訓練や、地域が主体となって行う地区防災訓練への積極的な参加を促します。</p>	<p>P 2 7</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第1節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>○自主防災組織は、各自治会連合会が主催する地区防災訓練や自治会における防災研修会等を通じて、地域住民に対して、防災知識の普及・啓発を図っています。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>○自主防災組織や配備職員、学校職員が災害時に連携して避難所の受け入れを行うためには、平常時からの顔の見える関係が必要です。</li> <li>○障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」という。）や支援者の災害時の負担を軽減するために、防災知識の普及・啓発が必要です。</li> <li>○園児、児童、生徒に対し、災害時の適切な行動について知識を深める必要があります。</li> <li>○略</li> </ul> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画部、市民安全部、都市部</span></p> <p>1 市民への防災知識の普及・啓発</p> <p>(1) 防災研修会等の開催</p> <p>市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ防災知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>市及び自主防災組織は、大規模地震等の発生を想定した総合防災訓練や、自治会連合会主催で行われる地区防災訓練への積極的な参加を促します。</p>

新	旧
<p>2 家庭への防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>(2) 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止、<u>保険・共済等の加入による生活再建に向けた事前の備え等の推進を図ります。</u> また、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での安全対策や災害時行動についての周知を図ります。</p>	<p>2 家庭への防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>(2) 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止等の推進を図ります。 また、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での安全対策や災害時行動についての周知を図ります。</p>

新	旧
<p>第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、消防部</span> (略)</p> <p>2 災害対策地区防災拠点打合会の開催 市は、災害対策地区防災拠点（以下「地区防災拠点」という。）打合会を開催し、<u>自主防災組織や配備職員、学校職員の顔合わせを行い、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認することで、地域防災力を強化します。</u></p> <p>3 ホームページの活用 市は、ホームページに各自主防災組織の取り組みや訓練内容の紹介、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルの掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。</p> <p>4 自主防災組織活動マニュアルの作成 市は、自主防災組織が災害時に迅速かつ的確に地域内での応急対策活動を実施できるよう、活動の手引きとなる自主防災組織活動マニュアルを<u>作成しています。</u> (略)</p>	<p>第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部</span> (略)</p> <p>2 災害対策地区防災拠点打合会の開催 市は、災害対策地区防災拠点（以下「地区防災拠点」という。）打合会を開催し、<u>自主防災組織や災害対策地区防災拠点配備職員（以下「配備職員」という。）</u>、学校職員の顔合わせを行い、<u>避難所における基本的な意識統一を図り、地域防災力を強化します。</u></p> <p>3 ホームページの活用 市は、ホームページに<u>自主防災組織及び防災リーダーに関する項目を作成し、</u>各自主防災組織の取り組みや訓練内容の紹介、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルの掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。</p> <p>4 自主防災組織活動マニュアルの作成 市は、自主防災組織が災害時に迅速かつ的確に地域内での応急対策活動を実施できるよう、活動の手引きとなる自主防災組織活動マニュアルを<u>作成します。</u> (略)</p>
<p>第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、保健所部</span> (略)</p>	<p>第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、文化生涯学習部、保健福祉部、子ども育成部</span> (略)</p>
<p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、子ども育成部、教育部</span></p> <p>1 防災研修会等の開催や防災訓練の実施 (略) また、市は、自主防災組織や学校等と連携し、児童、生徒に対し、地区防災訓練への積極的な参加を促進します。</p> <p>2 防災教育の推進 保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう<u>防災教育の充実を図ります。</u></p>	<p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、子ども育成部、教育部</span></p> <p>1 防災研修会等の開催や防災訓練の実施 (略) また、市は、自主防災組織や学校等と連携し、児童、生徒に対し、<u>自治会連合会主催で行われる地区防災訓練への積極的な参加を促進します。</u></p> <p>2 防災教育の推進 保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう<u>防災教育を図ります。</u></p>

新	旧
<p>第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 <u>総務部、市民安全部</u> (略)</p> <p>2 配備職員研修会の実施 市は、配備職員に対し、避難所の開設や運営等を迅速かつ柔軟に行うことを目的とした研修会を実施するとともに、避難所打合会の出席、各種訓練への参加を促進します。</p>	<p>第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 <u>総務部、市民安全部</u> (略)</p> <p>2 配備職員研修会の実施 市は、配備職員に対し、避難所の開設<u>方法</u>や運営<u>方法</u>等を迅速かつ柔軟に行うことを目的とした研修会を実施するとともに、避難所打合会の出席、各種訓練への参加を促進します。</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 自己備蓄の推進 (略) 【課題】 ○略 ○市は、災害に備え、飲料水や食料、トイレ、各種資機材等の備蓄を進めていますが、<u>市の備蓄だけでは、十分な量を賄うことができません。</u> (略) 【取り組みの方向】 (略) 2 主な非常時持出品 (略)</p> <p>(4) <u>携帯電話、充電器</u> (5) <u>救急用品</u> (持病のある方は常備薬、お薬手帳等) (6) <u>予備眼鏡、コンタクトレンズ</u> (洗浄液含む) (7) <u>飲料水・簡易的な食料</u> (チョコレート、キャンディ等) (8) <u>タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ</u> (9) <u>歯ブラシ</u> (歯磨き用ガム等)、<u>洗面用具</u> (10) <u>着替え、下着等</u> (11) <u>ホイッスル</u> (12) <u>家族の写真</u></p>	<p>P30 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 自己備蓄の推進 (略) 【課題】 ○略 ○市は、災害に備え、飲料水や食料、トイレ<u>対策</u>、各種資機材等の備蓄を進めていますが、<u>大量の被災者が集中した場合での備蓄量には課題が残ります。</u> (略) 【取り組みの方向】 (略) 2 主な非常時持出品 (略)</p> <p>(4) <u>乾電池</u> (5) <u>携帯電話充電器</u> (6) <u>救急用品</u> (持病のある方は常備薬、お薬手帳等) (7) <u>予備眼鏡、コンタクトレンズ</u> (洗浄液含む) (8) <u>飲料水・簡易的な食料</u> (チョコレート、キャンディ等) (9) <u>ティッシュペーパー、タオル、ウェットティッシュ</u> (10) <u>歯ブラシ</u> (歯磨き用ガム等) (11) <u>最小限の着替え、肌着等</u> (12) <u>ホイッスル</u> (13) <u>家族の写真</u></p>

新	旧
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団が組織され、定員の427人が4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(平成29年4月1日現在) ○市には、現在137自主防災組織が結成されています。(平成29年4月1日現在) ○<u>2,056名(うち女性608名)</u>の防災リーダーが地域防災力の向上のために活動しています。(平成29年9月1日現在) (略) 【課題】 (略) ○結成された自主防災組織が、災害時に効果的に活動できるよう組織の充実が必要です。 ○自主防災組織、消防団<u>及び</u>企業等が災害時に連携して活動できる体制整備が必要です。 (略) 第3 自主防災組織の活動 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務部、市民安全部、自主防災組織</span> (略) 1 平常時の主な活動 (略) (3) 防災訓練の実施 自主防災組織は、地域の<u>特性を踏まえた</u>実践的な防災訓練を実施します。 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (2) 初期消火活動の実施 自主防災組織は、火災発生時に、ホース格納箱(消火栓を利用した消火器具)、小型軽量ポンプ、消火器、水バケツ等を使い、地域の協力のもと初期消火に努</p>	<p>P32 第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団が組織され、定員の427人が4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(平成27年4月1日現在) ○市には、現在137自主防災組織が結成されています。(平成27年4月1日現在) ○<u>1,640名(うち女性497名)</u>の防災リーダーが地域防災力の向上のために活動しています。(平成27年4月1日現在) (略) 【課題】 (略) ○結成された自主防災組織が、災害時に効果的に活動できるよう組織の<u>充実化</u>が必要です。 ○自主防災組織、消防団<u>並びに</u>企業等が災害時に連携して活動できる体制整備が必要です。 (略) 第3 自主防災組織の活動 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務部、市民安全部、自主防災組織</span> (略) 1 平常時の主な活動 (略) (3) 防災訓練の実施 自主防災組織は、地域の<u>実情に見合った</u>実践的な防災訓練を実施します。 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (2) 初期消火活動の実施 自主防災組織は、火災発生時に、ホース格納箱(消火栓を利用した<u>初期</u>消火器具)、小型軽量ポンプ、消火器、水バケツ等を使い、地域の協力のもと初期消火</p>

新	旧
<p>めます。</p> <p>また、避難時には、<u>電気のブレーカーを落とす</u>等、電気の復旧に伴う通電火災の予防や出火防止の注意を呼びかけます。</p> <p>(3) 救助・救急活動の実施</p> <p>自主防災組織は、地域住民の安否確認を行い、家屋の倒壊等により脱出不能となった人がいる場合は、発見次第速やかに防災資機材等を活用し、<u>救助活動</u>に取り組みます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 女性防災リーダーの育成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部</span></p> <p>2 女性リーダーへの活動</p> <p>災害時においては、男女が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、女性ならではの<u>気配り</u>やその特性を生かし、地域防災力の強化を図ります。</p>	<p>に努めます。</p> <p>また、避難時には、<u>ブレーカーを切る</u>等、電気の復旧に伴う通電火災の予防や出火防止の注意を呼びかけます。</p> <p>(3) 救助・救急活動の実施</p> <p>自主防災組織は、地域住民の安否確認を行い、家屋の崩壊等により脱出不能となった人がいる場合は、発見次第速やかに防災資機材等を活用し、<u>救助</u>します。</p> <p>(略)</p> <p>第5 女性防災リーダーの育成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部</span></p> <p>2 女性リーダーへの活動</p> <p>災害時においては、男女が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、女性ならではの<u>目配り</u>やその特性を生かし、地域防災力の強化を図ります。</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第4節 地域における要配慮者への支援体制</p> <p>市は高齢者、障害者、乳幼児、<u>その他の特に防災上の配慮を必要とする者</u>（以下「要配慮者」という。）や要配慮者のうち、<u>災害発生時に自ら避難することが困難な者</u>であって、<u>その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者</u>（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援対策を講じ、その取り組みについては、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体が連携・協力体制を構築し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</p> <p>【現状】</p> <p>○近年の災害では、要配慮者が避難所にとどまることができず、生命等の危機に陥ったり、福祉避難所の数や要配慮者に適切に対応できる人材が不足したりする等の課題が浮き彫りとなっています。</p> <p>○近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な<u>避難行動要支援者の犠牲者が健常者に比して多い傾向</u>があります。</p> <p>○市は、<u>避難行動要支援者に対し、適切かつ迅速な避難支援、安否確認等ができるよう、基本的な方針や対策等を定めた「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」</u>を策定しています。</p> <p>○市は、「<u>避難行動要支援者支援計画（全体計画）</u>」に基づき、「<u>避難行動要支援者支援制度</u>」を運用しています。</p>	<p>P 3 6</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第4節 地域における要配慮者への支援体制</p> <p>市は高齢者、障害者、乳幼児<u>その他災害時に特に配慮を必要とする者</u>（以下「要配慮者」という。）に対する支援対策を講じ、その取り組みについては自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等と連携して、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</p> <p>【現状】</p> <p>(新設)</p> <p>○近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。</p> <p>(新設)</p> <p>○市は、<u>障害者やひとり暮らしの高齢者等、日常生活の中で手助けを必要とする人</u>に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるようにする「<u>災害時要援護者支援制度</u>」を定めています。</p>

新	旧
<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者に配慮した防災対策を図り、要配慮者の安全・安心が確保される体制づくりが必要です。</li> <li>○要配慮者や避難行動要支援者に対する支援には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体の連携・協力体制が必要です。</li> <li>○避難行動要支援者の迅速な避難支援や安否確認等には、平常時からの地域での声掛けと顔の見える関係づくりが必要です。</li> </ul> <p><u>○避難行動要支援者支援制度に基づく取組をさらに推進し、災害時に適切な避難支援や安否確認等が実施される避難支援体制づくりが必要です</u></p> <p><b>【取り組みの方向】</b></p> <p>第1 要配慮者への支援体制の確立 <b>文化生涯学習部、福祉部、子ども育成部、保健所部</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における支援体制の確立 (略)</li> <li>2 地域の関わり <u>日頃からの地域の支え合いが災害時にも助け合える力となることから、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域における各主体は、日頃から要配慮者に対する見守りや声掛け等を行い、状況の把握・共有を図ります。</u></li> <li>3 災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度の充実 市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録するとともに、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。</li> </ol> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 <b>市民安全部、福祉部</b></p> <p>市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の支援方法を確立します。</p> <p>なお、市は避難行動要支援者の支援に関して必要な細目について、「<u>避難行動要支援者支援計画（全体計画）</u>」で定めます。 (略)</p>	<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者に配慮した防災対策を図り、要配慮者の安全が確保される体制づくりが必要です。</li> <li>○要配慮者に対する支援には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等の協力体制による地域での支え合いが必要です。</li> <li>○要配慮者の迅速な安否確認や適切な避難誘導には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等の平常時からの声掛けと顔の見える関係が必要です。</li> <li>○市は、災害発生時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を把握する必要があります。</li> </ul> <p><b>【取り組みの方向】</b></p> <p>第1 要配慮者への支援体制の確立 <b>文化生涯学習部、保健福祉部、子ども育成部</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における支援体制の確立 (略)</li> <li>2 地域の関わり <u>自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等は、日頃から要配慮者に対する見守りや声掛け等を行い、情報の把握・共有を図ります。</u> <u>日頃からの地域の支え合いが災害時にも助け合える力となります。</u></li> <li>3 災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度の充実 市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。</li> </ol> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 <b>保健福祉部</b></p> <p>市は要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者については、「<u>避難行動要支援者</u>」と位置づけ、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等と連携し、災害時の支援方法を確立します。</p> <p>なお、市は避難行動要支援者の支援に関して必要な細目について、別に計画等を定めます。 (略)</p>

新	旧
<p>3 避難行動要支援者の名簿の利用及び提供</p> <p>市は、災害が発生または発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の情報を提供できることとします。</p> <p>(略)</p>	<p>3 避難行動要支援者の名簿の利用及び提供</p> <p>市は、災害が発生または発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な限度で、<u>平時から</u>避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の情報を提供できることとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第5節 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○自主防災組織は、<u>各自治会連合会及び各まちちから協議会</u>が主催する地区防災訓練や地域の特性に応じた防災訓練を実施しています。</p> <p>○地域が主体となって行う各地区の防災訓練は、東日本大震災を契機とし、自主防災組織が中心となり、より実践的で実効性のある訓練内容へと変化しつつあります。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○地域における防災訓練については、<u>各自治会連合会及び各まちちから協議会</u>や自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練をさらに推進することが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 地区防災訓練 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、自主防災組織、配備職員</span></p> <p>(略)</p> <p>3 主な訓練項目</p> <p>(1) 避難所運営訓練</p>	<p>P 3 8</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第5節 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○自主防災組織は、<u>各自治会連合会</u>が主催する地区防災訓練や地域の特性に応じた防災訓練を実施しています。</p> <p>○<u>市が主催する総合防災訓練は、年に一度、12の自治会連合会を単位とし、順次開催し、各防災関係機関等の協力により、地域住民の防災意識の向上に一定の成果を上げました。</u>一方で、地域が主体となって行う各地区の防災訓練は、東日本大震災を契機とし、自主防災組織が中心となり、より実践的で実効性のある訓練内容へと変化しつつあります。</p> <p>(略)</p> <p>【課題】</p> <p>(略)</p> <p>○地域における防災訓練については、<u>自治会連合会</u>や自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練をさらに推進することが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>(略)</p> <p>第2 地区防災訓練 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、自主防災組織</span></p> <p>(略)</p> <p>3 主な訓練項目</p> <p>(1) 避難所運営<u>委員会設置運営</u>訓練</p>

新	旧
<p>(2) 避難誘導訓練  (3) 防災資機材取扱訓練  (4) 消火訓練  (5) 救助・救急訓練  (6) 心肺蘇生（A E D）訓練  (7) 医療訓練  (8) 応急給水訓練  (9) 給食訓練  (略)</p> <p>第4 地震災害警戒本部、災害対策本部運営訓練 <u>総務部、市民安全部</u>  (略)</p> <p>3 市は、<u>災害時の参集経路の確認や緊急参集体制の検証、職員の参集意識の向上を図るため、職員参集訓練を実施します。</u>  (略)</p> <p>第9 多数遺体取扱訓練 <u>総務部、保健所部、茅ヶ崎警察署</u>  市は、防災関係機関、茅ヶ崎警察署、歯科医師会、葬祭業者等と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施します。  (略)</p> <p>第10 応急訓練 <u>市民安全部、防災関係機関</u>  防災関係機関は、災害発生時の被害を防止し、または軽減するため、ライフライン関係施設の応急復旧訓練を実施します。  (略)</p> <p>第11 その他 <u>市民安全部、自主防災組織、施設管理者</u>  市、防災県警機関及び自主防災組織は、各種訓練の実施において、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮した取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。</p>	<p>(2) 避難誘導訓練  (3) 防災資機材取扱訓練  (4) 初期消火訓練  (5) 救助・救急訓練  (6) 心肺蘇生（A E D）訓練  (7) 火災延焼防止訓練  (8) 医療訓練  (9) 応急給水訓練  (10) 給食訓練  (略)</p> <p>第4 地震災害警戒本部、災害対策本部運営訓練 <u>総務部、市民安全部</u>  (略)</p> <p>3 市は、<u>職員参集システムを活用した、職員の参集訓練を実施します。</u>  (略)</p> <p>第9 多数遺体取扱訓練 <u>環境部</u>  市は、防災関係機関、葬祭業者等と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施します。  (略)</p> <p>第10 応急訓練 <u>市民安全部、防災関係機関</u>  <u>市及び防災関係機関は、災害発生時の被害を防止し、または軽減するため、ライフライン関係施設の応急復旧訓練を実施します。</u>  (略)</p> <p>第11 その他 <u>市民安全部、自主防災組織、施設管理者</u>  市、防災県警機関及び自主防災組織は、各種訓練の実施において、要配慮者や男女双方の視点を踏まえた取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。</p>

新		旧		
第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) <b>【取り組みの方向】</b> 第1 防災空間の確保 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部</span> (略) 2 防災空間の整備 (略)		P 4 1 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) <b>【取り組みの方向】</b> 第1 防災空間の確保 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部</span> (略) 2 防災空間の整備 (略)		
防 災 拠 点	行政拠点	(略)	行政拠点	(略)
	地区防災拠点	避難者の受け入れ（避難所）や災害情報や支援情報等の提供、家族の安否確認、物資の分配等を行う拠点 (略)	地区防災拠点	避難所の受け入れ（避難所）や災害情報の提供、家族の安否確認、物資の分配等を行う拠点 (略)
	物資拠点	(略)	物資拠点	(略)
	活動拠点	(略)	活動拠点	(略)
	医療拠点	(略)	医療拠点	(略)
	医療拠点	(略)	医療拠点	(略)

新	旧										
<p>(2) 道路・河川の整備 (略)</p> <p>(3) 公園の整備 (略)</p> <p>(4) 農地の保全 (略)</p> <p>第2 防災空間及び拠点機能の拡充 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文化生涯学習部、経済部</span> (略)</p> <p>1 市民文化会館における機能の拡充 平成29年3月より、災害時の臨時宿泊施設である市民文化会館の耐震補強及び改修工事を行っております。施設の耐震化を行うことで、臨時宿泊施設としての安全性向上を図ります。</p>	<p>(2) 主な避難場所（避難地）とその役割 市は、避難の目的に応じた避難場所をあらかじめ指定し、市民に対して周知徹底を図り、災害の状況に応じた避難の実施を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1131 347 2094 730"> <tr> <td data-bbox="1131 347 1332 422">広域避難場所 (広域避難地)</td> <td data-bbox="1332 347 2094 422">災害により大規模な延焼火災が発生した場合に、そのふく射熱や煙から身の安全を確保する場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 422 1332 497">避難場所 一時避難場所</td> <td data-bbox="1332 422 2094 497">一時的な避難、集合、地域での安否確認等を行う場所、空地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 497 1332 572">一時退避場所</td> <td data-bbox="1332 497 2094 572">津波から一時的に身を守るために避難をする、市と協定を結ぶ民間施設や公共施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 572 1332 647">一時滞在施設</td> <td data-bbox="1332 572 2094 647">交通機関の停止等により、帰宅困難となった者等が一時的に滞在する施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 647 1332 730">避難所</td> <td data-bbox="1332 647 2094 730">災害により住居を失った者または在宅生活が困難な者、危険の恐れがある者が、一時的に生活をする施設</td> </tr> </table> <p>(3) 道路・河川の役割 (略)</p> <p>(4) 公園の役割 (略)</p> <p>(5) 農地の役割 (略)</p> <p>第2 防災空間及び拠点機能の拡充 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画部、経済部、文化生涯学習部</span> (略)</p> <p>1 茅ヶ崎市役所新庁舎における機能の拡充 災害対策本部等が設置される市役所新庁舎は、臨時宿泊施設となる市民文化会館、救援物資受入施設となる総合体育館等の周辺施設と一体となった行政拠点として位置づけます。 また、市民の生命・安心な暮らしを守る庁舎の建て替えにより、災害時の迅速な初動体制の確保、円滑な応急対策活動の実施、柔軟な被災者の支援等を可能とした防災上重要な拠点となり、災害時に市役所を訪れる市民及び市内在勤在学者等のための情報提供の場や、一時的に退避する場としての機能を備えます。</p>	広域避難場所 (広域避難地)	災害により大規模な延焼火災が発生した場合に、そのふく射熱や煙から身の安全を確保する場所	避難場所 一時避難場所	一時的な避難、集合、地域での安否確認等を行う場所、空地	一時退避場所	津波から一時的に身を守るために避難をする、市と協定を結ぶ民間施設や公共施設	一時滞在施設	交通機関の停止等により、帰宅困難となった者等が一時的に滞在する施設	避難所	災害により住居を失った者または在宅生活が困難な者、危険の恐れがある者が、一時的に生活をする施設
広域避難場所 (広域避難地)	災害により大規模な延焼火災が発生した場合に、そのふく射熱や煙から身の安全を確保する場所										
避難場所 一時避難場所	一時的な避難、集合、地域での安否確認等を行う場所、空地										
一時退避場所	津波から一時的に身を守るために避難をする、市と協定を結ぶ民間施設や公共施設										
一時滞在施設	交通機関の停止等により、帰宅困難となった者等が一時的に滞在する施設										
避難所	災害により住居を失った者または在宅生活が困難な者、危険の恐れがある者が、一時的に生活をする施設										

新	旧
<p>(削除)</p> <p>2 浜見平地区における機能の拡充 (略)</p> <p>3 指定管理施設の災害時の機能の確認 平成28年熊本地震における被災地での課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合があった」ことがあります。 そこで、市は、災害時に一定の役割を担う指定管理施設において、指定管理者と災害時の役割分担について予め確認しておくこととします。</p> <p>第3 避難場所等の指定 <u>市民安全部、福祉部</u> 災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急的に身を守るための避難場所（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活を送るための避難所（指定避難所）を区別して、順次指定します。</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定 市長は、災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、以下の異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避</p>	<p>2 (仮称)柳島スポーツ公園における機能の拡充 (仮称)柳島スポーツ公園整備事業は、広域避難地の指定に向けて整備します。 スポーツ公園の広い防災空間は、広域避難地としての機能に加え、ヘリコプターの離着陸場や広域応援部隊の活動拠点としての機能を有し、施設においては防災設備の配置や防災備蓄倉庫の確保並びに防災用資機材の整備等を行います。 また、国道134号や県道46号（相模原茅ヶ崎）、国道1号（新湘南バイパス）といった県指定の緊急輸送道路や市道0121号線（柳島小和田線・鉄砲道）と隣接する立地環境から、物資拠点として有効な場所であるため、緊急物資等の一時集積・保管機能を確保する等、多様な防災上の拠点としての機能を備えます。 なお、浜見平地区拠点整備事業との機能や役割分担を検討し、本市南西部の防災上の拠点として相互連携を図ります。</p> <p>3 浜見平地区における機能の拡充 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>難先として、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。</p> <p>指定にあたっては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において避難者に開放され、かつ避難者の受入場所について、避難経路上に障害が生じることのないといった管理条件を満たすとともに、災害の種別ごとに次に掲げる立地条件または構造条件、耐震条件（津波、地震の場合）を満たす施設または場所を指定することとします。</p> <p>(1) 地震</p> <p>地震から身を守るための避難先として、耐震基準等を満たす施設を指定することとし、市では、災害対策地区防災拠点となる公立小中学校を指定します。</p> <p>(2) 津波</p> <p>津波から身を守るための避難先として、耐震基準等を満たすとともに、次のいずれかの基準に適合する施設を指定します。</p> <p>ア 茅ヶ崎市津波ハザードマップに示された津波浸水想定区域外にある施設</p> <p>イ 想定される津波に対して安全な構造であるとともに、津波浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。</p> <p>(3) 大規模火災</p> <p>災害により大規模な延焼火災が発生した場合に、ふく射熱や煙などの火災の危険から緊急的に身を守るために避難する場所として、次の基準に適合する場所を広域避難場所に指定します。</p> <p>広域避難場所は、神奈川県大震火災避難対策計画を参考に、原則として、おおむね10,000㎡以上の安全面積※が確保できる一団の空地を指定することとします。</p> <p>※安全面積：広域避難場所周辺で延焼火災が発生した際のふく射熱の影響を計算した結果、避難場所となりうる面積</p> <p>なお、指定にあたっては、市域の要避難者1人につき2㎡以上の避難面積が確保できるよう避難場所を確保することとします。</p>	

新	旧
<p><u>2 指定避難所の指定</u></p> <p><u>市長は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、被災者が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、同法施行令第20条の6を踏まえ次の基準を満たす施設を指定します。</u></p> <p><u>ア 避難生活を送るために最低限必要な面積として被災者等1人当たり2㎡としたときに、1,000人以上の収容可能面積があること</u></p> <p><u>イ 防災倉庫が設置、または備蓄スペースが確保されており、防災資機材や備蓄食料、トイレ、毛布等の災害時に必要な資機材等を備蓄することができること</u></p> <p><u>ウ 一般の避難者と要配慮者を区別した避難場所の確保、救援物資の保管・配布、仮設トイレの設置、市災害対策本部との情報受伝達等、当該施設において避難生活を送るうえで必要な避難所機能について避難所運営マニュアルで事前に想定してあること</u></p> <p><u>エ 指定緊急避難場所の指定条件にある災害の種別ごとの立地条件または構造条件を満たすとともに、指定緊急避難場所の耐震条件を満たすこと</u></p> <p><u>オ 近接する緊急輸送路または当該道路を補完する道路から当該施設まで、概ね幅員4m以上の道路幅員を有すること</u></p> <p><u>カ 公共施設であること。なお、指定管理施設にあつては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること</u></p> <p><u>本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校（32校）を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する拠点等として活用します。</u></p> <p><u>3 その他の避難所等の確保</u></p> <p><u>(1) 福祉避難所</u></p> <p><u>市は、指定避難所での生活が困難な障害者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用します。</u></p> <p><u>市は、福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</u></p>	

新	旧
<p>(2) <u>津波一時退避場所</u>  <u>津波から身を守るためには、津波の高さより高い場所へ迅速に避難することが重要です。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定され、津波から迅速に避難する場所を確保する必要があります。</u>  <u>本市の地形は、比較的平坦であり、地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。そのため、市は、津波からの一時的な退避場所を確保するため、市内の中高層建物の所有者等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</u></p> <p>(3) <u>帰宅困難者一時滞在施設</u>  <u>地震等により多くの滞留者の発生が予測される駅周辺に、滞留者の安全確保と災害関連情報を提供する場所として一時滞在施設を確保します。</u></p> <p>(4) <u>2次避難所（施設）</u>  <u>市は、多数の避難者で避難所となる公立小中学校のスペースが不足する場合や、被災等により使用できない避難所が発生した場合に備え、市内の高等学校や企業等と協定を締結し、2次避難所（施設）を確保しています。</u>  <u>今後も企業等との協定締結を進め、避難施設の確保に努めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</u></p> <p>4 <u>避難場所等の周知</u>  <u>市は、災害の種別に応じた避難先や避難生活を送るための避難所等について、災害時の円滑な避難行動に資するため、避難所看板や案内板、ハザードマップや市ホームページ等で周知するとともに、防災訓練や防災研修会などの機会を通じて、平常時にあらかじめ確認するよう啓発に努めます。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>第3 <u>広域避難場所の確保</u> <u>市民安全部</u>  <u>広域避難場所は、災害により大規模な延焼火災が発生した場合に、そのふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るための大規模な空地として指定している場所です。</u></p>

新	旧		
	1 広域避難場所		
	名 称	内 訳	収容可能人数
	スリーハンドレッドクラブゴルフ場	総面積	602,000.00 m <sup>2</sup>
		安全面積	481,600.00 m <sup>2</sup>
	湘南カントリークラブゴルフ場	総面積	800,000.00 m <sup>2</sup>
		安全面積	640,000.00 m <sup>2</sup>
	梅田小・中学校、中央公園、市役所、総合体育館	総面積	107,188.82 m <sup>2</sup>
		安全面積	71,362.85 m <sup>2</sup>
	県立茅ヶ崎高等学校、京急茅ヶ崎自動車学校	総面積	45,871.12 m <sup>2</sup>
		安全面積	27,083.12 m <sup>2</sup>
	県立茅ヶ崎西浜高等学校	総面積	31,509.56 m <sup>2</sup>
		安全面積	25,201.86 m <sup>2</sup>
	茅ヶ崎公園野球場	総面積	55,623.00 m <sup>2</sup>
		安全面積	34,205.00 m <sup>2</sup>
	茅ヶ崎ゴルフ倶楽部、浜須賀小学校	総面積	226,015.73 m <sup>2</sup>
		安全面積	176,192.18 m <sup>2</sup>
	県立茅ヶ崎里山公園	総面積	368,000.00 m <sup>2</sup>
		安全面積	123,061.50 m <sup>2</sup>
	合 計	総面積	2,236,208.23 m <sup>2</sup>
		安全面積	1,578,706.51 m <sup>2</sup>
	<p>(注1) 収容可能人数：安全面積を2 m<sup>2</sup>/人で計算し1の位を切り捨てた人数です。</p> <p>(注2) 安全面積：街区火災等の大火災から発生するふく射熱から生命に影響を及ぼさないよう離隔距離の確保、不燃性の遮蔽物による効果等を勘案した面積をいいます。(一部準安全面積を含んだ面積としています。)</p>		
	2 広域避難場所の整備		
	<p>市は、現在指定している広域避難場所以外の延焼拡大防止機能を有する空地等を活用し、地域人口、他の広域避難場所との位置関係、当該空地の面積等の調査を行い、神奈川県大震火災避難対策計画への適合の確認を踏まえ、整備を進めます。</p> <p>また、広域避難場所の所在地を示す誘導標識等の整備を進めます。</p>		

新	旧																										
	<p>3 広域避難場所の選定基準  <u>広域避難場所は、神奈川県大震火災避難対策計画に基づき、純木造密集市街地から300m以上離れている10,000㎡以上の公園緑地や学校グラウンド等の空地から指定しています。</u>  <u>なお、指定にあたっては、広域避難地の周囲に延焼火災が及んだ場合の安全距離を確保しつつ、避難者1人につきおおむね2㎡を基準として、周辺住民を収容できるように配置していきます。</u></p> <p>4 広域避難場所及び避難指示方法の周知  (1) 広域避難場所の事前周知  <u>市は、災害時における避難の万全を期するため、市民に最寄りの広域避難場所について防災マップ等により周知します。</u>  (2) 避難指示方法の周知  <u>市は、災害時における市民に対する避難指示方法について、広報紙や防災マップ、防災訓練、防災研修会等であらかじめ周知徹底を図ります。</u></p> <p>第4 避難所の確保 <u>市民安全部、経済部、保健福祉部</u></p> <p>1 避難所の指定  <u>市は、公立小・中学校を避難所として指定し、2次避難施設として市内の企業や県立高等学校、福祉避難施設として社会福祉施設等と協定を締結しています。</u>  <u>さらに、企業等との協定により新たな避難所の確保に努めるとともに、要配慮者に対する福祉避難施設の充足を図ります。</u>  <u>また、市は、高齢者や障害者等の利用を考慮し、施設のバリアフリー化を推進します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 1082 2011 1348"> <thead> <tr> <th colspan="2">役 割</th> <th>施 設</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">避難所</td> <td>公立小・中学校</td> <td>32校</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2次避難所</td> <td rowspan="2">2次避難施設</td> <td>県立高等学校</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td>協定先私立学校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td colspan="2">福祉避難施設</td> <td>協定先企業等</td> <td>5施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>協定先社会福祉施設</td> <td>29施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>県立茅ヶ崎養護学校</td> <td>1校</td> </tr> </tbody> </table>	役 割		施 設	数	避難所		公立小・中学校	32校	2次避難所	2次避難施設	県立高等学校	4校	協定先私立学校	1校	福祉避難施設		協定先企業等	5施設			協定先社会福祉施設	29施設			県立茅ヶ崎養護学校	1校
役 割		施 設	数																								
避難所		公立小・中学校	32校																								
2次避難所	2次避難施設	県立高等学校	4校																								
		協定先私立学校	1校																								
	福祉避難施設		協定先企業等	5施設																							
			協定先社会福祉施設	29施設																							
		県立茅ヶ崎養護学校	1校																								

新	旧
<p>第4 公園の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">建設部</span></p> <p>市は、市街地及びその周辺の広域避難場所をはじめ、身近な避難場所や応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる公園や緑地の確保に積極的に努めます。</p> <p>防災上有効な拠点となる公園を新規に整備し、あるいは拡充する際には、施設設備（太陽光発電等の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、防災備蓄倉庫等）や、災害時の諸活動の拠点機能の確保を図ります。</p>	<p>2 2次避難所の開設基準</p> <p><u>2次避難施設</u></p> <p><u>(1) 2次避難施設は、原則として、多数の避難者により避難所における収容が困難な場合に、必要に応じ協定等に基づき開設します。</u></p> <p><u>福祉避難施設</u></p> <p><u>(2) 福祉避難施設は、原則として、避難所での生活が難しく、福祉措置等が必要な避難者の受け入れ先として、必要に応じ協定等に基づき開設します。</u></p> <p>3 避難所における防災用資機材の備蓄</p> <p><u>市は、避難所となる公立小・中学校及び県立高等学校、協定先企業等において、避難所に必要となる防災用資機材等の整備を進めます。</u></p> <p><u>また、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した備蓄を進めます。</u></p> <p>第5 公園の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">建設部</span></p> <p>市は、市街地及びその周辺の広域避難場所をはじめ、身近な避難場所や応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる公園や緑地の確保に積極的に努めます。</p> <p>防災上有効な拠点となる公園を新規に整備し、あるいは拡充する際には、施設設備（太陽光発電等の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、防災備蓄倉庫等）や、災害時の諸活動の拠点機能の確保等について検討を図ります。</p>

新	旧
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第2節 道路・橋りょう・下水道の整備 (略) 【課題】 ○略 ○幅員の広い道路や河川は、延焼遮断帯としての機能を有するため、計画的な整備が必要です。 【取り組みの方向】 第1 道路の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所</span> (略) また、国、県、市はそれぞれ、緊急輸送道路等の機能確保に向けて、<u>更なる整備を進めるとともに、適正に維持管理していきます。</u></p> <p>第2 電線類の地中化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所</span> 道路管理者は、災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、電線類を地中化することにより、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図ります。</p> <p>第3 橋りょうの整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所</span> (略)</p> <p>第4 下水道の地震対策 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下水道河川部</span> 市は、「<u>茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画</u>」に基づき、公共下水道の管路施設の耐震化を進めます。 また、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき、緊急輸送道路に埋設された管路や避難所、病院等の「<u>防災拠点</u>」から排水を受ける管路の耐震化を優先的に進めます。 (略)</p>	<p>P 4 6 第3章 災害に強いまちづくり 第2節 道路・橋りょう・下水道の整備 (略) 【課題】 ○略 ○<u>広</u>幅員の道路や河川は、延焼遮断帯としての機能を有するため、計画的な整備が必要です。 【取り組みの方向】 第1 道路の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設部、藤沢土木事務所</span> (略) また、国、県、市はそれぞれ、緊急輸送道路等の機能確保に向けて、<u>さらなる整備を進めます。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第2 橋りょうの整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設部、藤沢土木事務所</span> (略)</p> <p>第3 下水道の地震対策 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下水道河川部</span> 市は、「<u>茅ヶ崎市下水道地震対策緊急整備計画</u>」に基づき、公共下水道の管路施設の耐震化を進めます。 また、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき、緊急輸送道路に埋設された管路や避難所から排水を受ける管路の耐震化を優先的に進めます。 (略)</p>

新	旧
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第3節 建築物等の防災対策 (略)</p> <p>【現状】 ○平成29年1月1日現在の市内の住宅(戸建て、共同住宅、木造、非木造)の耐震化の割合は、全体の82.9%(建物戸数より算出。茅ヶ崎市調査による)となっています。 ○平成28年1月1日現在の市内の木造建築物の割合は、全体の53.7%(延べ床面積より算出)となっています。(出典「第10回都市計画基礎調査」茅ヶ崎市))</p> <p>【課題】 ○阪神・淡路大震災においては、昭和56年6月の新耐震基準以前の建築物が大きな被害を受けていることから、既存建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を図る必要があります。 ○建築物は、建て替えが進むことにより建築物の耐震性の向上が図られますが、災害により被害の削減を図るためには、合わせて屋内における家具等の転倒防止対策が必要です。 ○応急対策活動の拠点となる公共施設は、防災上重要な建築物として位置づけ、施設の耐震化を図るとともに、災害時には応急危険度判定を迅速に行い、施設の安全性について確認する必要があります。 (略)</p> <p>【取り組みの方向】 (略)</p> <p>第2 新築建築物の防災対策 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都市部</span> (略)</p>	<p>P47 第3章 災害に強いまちづくり 第3節 建築物等の防災対策 (略)</p> <p>【現状】 ○平成26年1月1日現在の市内の住宅(戸建て、共同住宅、木造、非木造)の耐震化の割合は、全体の81.8%(建物戸数より算出)となっています。 ○平成24年4月1日現在の市内の木造建築物の割合は、全体の54.7%(延べ床面積より算出)となっています。</p> <p>【課題】 ○阪神・淡路大震災においては、昭和56年6月の「新耐震基準」以前の建築物が大きな被害を受けていることから、既存建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を図る必要があります。 ○多くの建築物は、耐震性に配慮した建て替えが順次進んでいますが、計画的、重点的に既存建築物の耐震性の向上を図り、落下物等の防止対策等についての取り組みが必要です。 ○応急対策活動の拠点となる公共施設は、防災上重要な建築物として位置づけ、施設の耐震化を図るとともに、応急危険度判定の迅速な実施を行い、災害時の施設の安全の確保が必要です。 (略)</p> <p>【取り組みの方向】 (略)</p> <p>第2 新築建築物の防災対策 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都市部</span> (略)</p>

新	旧
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策 (略) 【現状】 ○略 ○平成29年7月10日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が54区域、土砂災害特別警戒区域（土石流）が3区域指定されています。 (略) 【取り組みの方向】 第1 危険箇所の予防対策 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、都市部建設部、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、藤沢土木事務所</span> (略) 第2 警戒避難体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署</span> (略) 第3 <u>がけ崩れ対策</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">藤沢土木事務所</span> 県は、地震や大雨によるがけ崩れ、土石流の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。 1 急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止 県は、急傾斜地崩壊危険区域等について被害規模が大きいと予想される箇所等から計画的に土砂災害防止施設の整備を進めます。 2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定 県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等を指定します。</p>	<p>P50 第3章 災害に強いまちづくり 第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策 (略) 【現状】 ○略 ○平成27年4月1日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が48区域、土砂災害特別警戒区域（土石流）が3区域指定されています。 (略) 【取り組みの方向】 第1 危険箇所の予防対策 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、都市部建設部、消防部、茅ヶ崎警察署、藤沢土木事務所</span> (略) 第2 警戒避難体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、消防部、茅ヶ崎警察署</span> (略) 第3 <u>県のがけ崩れ対策</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">藤沢土木事務所</span> 県は、地震や大雨によるがけ崩れ、<u>地すべり、土石流等</u>の土砂災害に備えるため、土砂災害危険箇所の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。 1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 県は、急傾斜地崩壊危険区域、<u>地すべり防止区域及び土石流危険溪流</u>について被害規模が大きいと予想される箇所等から計画的に災害防止工事をさらに進めます。 2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定 県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聞いて、土砂災害警戒区域を指定します。</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第7節 事前復興対策 日本各地では阪神・淡路大震災、新潟中越沖地震、<u>東日本大震災</u>そして<u>熊本地震</u>等、度重なる大規模地震災害に見舞われてきました。 (略)</p>	<p>P53 第3章 災害に強いまちづくり 第7節 事前復興対策 <u>近年</u>、日本各地では阪神・淡路大震災、新潟中越沖地震、<u>そして東日本大震災</u>と、度重なる大規模地震災害に見舞われてきました。 (略)</p>

新	旧
<p>第4章 平常時の対策 第1節 災害対策本部機能の強化 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害対策本部の機能強化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画部、財務部、市民安全部</span> (略) 4 災害対策本部における災害情報の共有 <u>市は、応急対策活動に係わる関係者間で、認識の統一を図り、組織的かつ効率的に災害対策活動を進めるために、災害情報を集約し関係者間で共有することができる体制を整備します。</u> (略) 第3 業務継続体制の確保 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部</span> 市は、災害発生時の応急対策活動の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や防災用資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、茅ヶ崎市業務継続計画震災編の策定、業務継続体制の向上を図ります。</p>	<p>P 5 5 第4章 平常時の対策 第1節 災害対策本部機能の強化 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害対策本部の機能強化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画部、財務部、市民安全部</span> (略) (新設)  (略) 第3 業務継続体制の確保 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部</span> 市は、災害発生時の応急対策活動の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や防災用資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、茅ヶ崎市業務継続計画震災編の策定により、業務継続性の確保を図ります。</p>
<p>第4章 平常時の対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害情報受伝達体制の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、消防部、消防団</span> (略) 第3 市民への情報伝達体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画部、市民安全部</span> <u>市は、災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。</u> <u>そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた</u></p>	<p>P 5 6 第4章 平常時の対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害情報受伝達体制の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、消防部</span> (略) 第3 市民への情報伝達体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画部、市民安全部</span> <u>市は、市民に対し、防災行政用無線や地域情報配信システム、ホームページ、携帯電話各社の緊急速報メール・エリアメール(以下「エリアメール」という。)、ツイッター、t v k(地上デジタル放送によるデータ文字放送)、防災ラジオ等を活用し、時間経過に応じた情報提供を行う体制の整備に努めます。</u></p>

新	旧
<p>防災行政用無線（同報系）での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービスや等の屋内で受信可能な手段を組み合わせることで配信します。</p> <p>さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組めます。</p> <p>また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。</p> <p>あわせて、多様な広報媒体を、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知します。</p> <p>(略)</p> <p>第6 通信手段の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、消防部、消防団</span></p> <p>(略)</p>	<p>また、多様な広報媒体について、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第6 通信手段の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、消防部</span></p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○災害発生により、道路が閉塞した場合には、消防車両等の進入が難しく消火が困難となることが想定されます。また、同時に火災が発生し、消防力が不足するおそれがあります。</p> <p>(略)</p>	<p>P 5 8 第4章 平常時の対策 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○災害発生により、道路の閉塞が生じた場合には、消防車両等の進入が難しく消火が困難となることが想定されます。</p> <p>また、同時多発出火により、消防力が分散し、その機能が十分に発揮できないおそれがあります。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第4章 平常時の対策  第4節 医療救護・保健活動体制の充実  【現状】  ○略  ○市は、<u>地域災害医療対策会議を設置し、地域災害医療コーディネーターが、県災害医療コーディネーターと連携し、地域の実情に応じた、災害発生時の医療救護体制の構築を進めています。</u>  【課題】  ○略  ○災害時医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や<u>県地域災害医療対策会議、救急告示病院、薬品会社等と連携した活動体制の確立等</u>、災害時における医療救護班の活動が十分に行えるよう、体制の整備が必要です。  ○略  【取り組みの方向】  (略)  第2 初動医療体制の整備 <u>保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</u>  (略)</p>	<p>P60  第4章 平常時の対策  第4節 医療救護・保健活動体制の充実  【現状】  ○略  (新設)  【課題】  ○略  ○災害時医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や<u>茅ヶ崎保健福祉事務所、救急告示病院、薬品会社等と連携した活動体制の確立等</u>、災害時における医療救護班の活動が十分に行えるよう、体制の整備が必要です。  ○略  【取り組みの方向】  (略)  第2 初動医療体制の整備 <u>保健福祉部、市保健師（保健師班）、茅ヶ崎保健福祉事務所、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</u>  (略)</p>

新	旧
<p>2 医療救護班の編成 (1)医療救護班は、<u>保健所部</u>が担当し、医療関係団体等の協力を得て編成します。 (略)</p> <p>第3 助産活動体制の整備 <u>福祉部、こども育成部、保健所部、市立病院部</u> (略)</p> <p>2 周産期医療体制の整備 市は、迅速に助産活動を行うため、「神奈川県周産期救急医療システム」の運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう、協力病院である市立病院や周産期基幹病院である東海大学病院への受け入れ体制の確保等、周産期医療体制を整備します。 (略)</p> <p>第4 保健師による活動体制の整備 <u>保健所部、市保健師（保健師班）</u> 市保健師は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」を<u>作成するとともに</u>、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。</p>	<p>2 医療救護班の編成 (1)医療救護班は、<u>保健福祉部</u>が担当し、医療関係団体や茅ヶ崎保健福祉事務所の協力を得て編成します。 (略)</p> <p>第3 助産活動体制の整備<u>保健福祉部、茅ヶ崎保健福祉事務所、市立病院部</u> (略)</p> <p>2 周産期医療体制の整備 市は、迅速に助産活動を行うため、茅ヶ崎保健福祉事務所と連携して、「神奈川県周産期救急医療システム」の運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう、協力病院である市立病院や周産期基幹病院である東海大学病院への受け入れ体制の確保等、周産期医療体制を整備します。 (略)</p> <p>第4 保健師による活動体制の整備 <u>保健福祉部、市保健師（保健師班）</u> 市保健師は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」を<u>もとに</u>、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。</p>
<p>第4章 平常時の対策 第5節 津波対策 【現状】 ○平成27年<u>3月31日</u>に県より、新たな津波浸水想定図が示されています。 (略) 【課題】 ○略 ○津波による被害を海岸保全施設（ハード対策）だけで防ぐことは現実的ではないことから、「減災」の視点に立った「最大クラスの津波」に対する避難対策（ソフト対策）が必要です。 (略) 【取り組みの方向】 第1 津波注意報等の種類 <u>市民安全部、消防部、横浜地方気象台</u> (略)</p>	<p>P62 第4章 平常時の対策 第5節 津波対策 【現状】 ○平成27年<u>2月1日</u>に県より、新たな津波浸水予測図が示されています。 (略) 【課題】 ○略 ○津波による被害を海岸保全施設だけで防ぐことは現実的ではないことから、「減災」の視点に立った「最大クラスの津波」に対する避難対策が必要です。 (略) 【取り組みの方向】 第1 津波注意報等の種類 <u>市民安全部、消防部</u> (略)</p>

新	旧
<p>第2 津波情報受伝達体制の整備 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部、消防部、消防団</span> (略)</p> <p>第3 津波防災施設及び設備の整備 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部</span> (略)</p> <p>1 津波一時退避場所の確保 津波から身を守るためには、津波の高さより高い場所へ迅速に避難することが重要です。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定されます。迅速に津波から避難する場所が必要となりますが、本市の地形は、比較的平坦であり地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。 (略)</p> <p>第5 津波対策における留意事項 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部、消防部、消防団</span> (略)</p>	<p>第2 津波情報伝達体制の整備 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部、消防部</span> (略)</p> <p>第3 津波防災施設及び設備の整備 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部</span> (略)</p> <p>1 津波一時退避場所の確保 津波から身を守るためには、津波の高さより高い場所へ迅速に避難することが重要です。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定されますので、迅速に津波から避難する場所が必要となりますが、本市の地形は、比較的平坦であり地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。 (略)</p> <p>第5 津波対策における留意事項 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部、消防部</span> (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第6節 避難対策 (略) 【課題】 (略) ○在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等という。」）に対する支援が必要です。 (略) 【取り組みの方向】 第1 避難所の整備・強化 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部</span> (略) また、市は、地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、<u>避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。</u> (略) 第2 避難所運営の強化 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部、配備職員、自主防災組織</span> 1 避難所運営体制の整備</p>	<p>P65 第4章 平常時の対策 第6節 避難対策 (略) 【課題】 (略) ○在宅避難者や避難所外避難者に対する支援が必要です。 (略) 【取り組みの方向】 第1 避難所の整備・強化 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部</span> (略) また、市は、地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員並びに学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、<u>避難所における意識統一を図ります。</u> (略) 第2 避難所運営の整備・強化 <span style="border: 1px solid black;">市民安全部、配備職員、自主防災組織</span> 1 避難所運営委員会の整備</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第5 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 <b>配備職員、自主防災組織</b></p> <p>(略)</p> <p>また、女性専用スペースや女性用洗濯場の確保、女性用物資の配布方法等に十分配慮するよう努めるとともに、安全性の確保を図ります。</p> <p>第6 ペット対策 <b>保健所部</b></p> <p>(略)</p> <p>第7 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援 <b>市民安全部、保健所部</b></p> <p>災害発生時には、<u>避難所外避難者等</u>が多く発生することが想定されます。</p> <p>市は、<u>避難所外避難者等</u>の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」という。）の把握等の支援体制の整備を図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第5 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 <b>配備職員、自主防災組織</b></p> <p>(略)</p> <p>また、女性専用スペースや女性用洗濯場の確保、女性用物資の配布方法等に十分配慮するよう努めます。</p> <p>第6 ペット対策 <b>環境部</b></p> <p>(略)</p> <p>第7 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援 <b>市民安全部</b></p> <p>災害発生時には、<u>在宅避難者や避難所外避難者</u>が多く発生することが想定されます。</p> <p>市は、<u>在宅避難者や避難所外避難者</u>の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」という。）の把握に努めるよう体制の整備を図ります。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 要配慮者対策</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○市は、障害者や一人暮らしの高齢者等、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるようにする<u>避難行動要支援者支援制度</u>を定めています。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 避難対策 <b>文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部</b></p> <p>(略)</p> <p>第2 障害者・高齢者等への対応 <b>福祉部</b></p> <p>1 福祉避難施設対策</p> <p>(1) 市は、避難所での生活が困難な障害者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難施設の<u>確保</u>を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第3 妊産婦及び乳幼児への対応 <b>保健所部</b></p>	<p>P70</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 要配慮者対策</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○市は、障害者や一人暮らしの高齢者等、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるようにする<u>災害時要援護者支援制度</u>を定めています。</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 避難対策 <b>文化生涯学習部、保健福祉部、こども育成部</b></p> <p>(略)</p> <p>第2 障害者・高齢者等への対応 <b>保健福祉部</b></p> <p>1 福祉避難施設対策</p> <p>(1) 市は、避難所での生活が困難な障害者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難施設の<u>整備</u>を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第3 妊産婦及び乳幼児への対応 <b>こども育成部</b></p>

新	旧
(略)	(略)
<p>第4章 平常時の対策  第9節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策  (略)  【取り組みの方向】  第1 保健衛生・防疫対策 <u>環境部、保健所部</u>  (略)  第3 遺体の取扱い対策 <u>総務部、保健所部、茅ヶ崎警察署</u>  市は、遺体の処理を円滑に進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配について、必要に応じ県と連携して「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域的な協力体制を構築します。  また、市は、防災関係機関、<u>茅ヶ崎警察署、歯科医師会、葬儀業者</u>等と協力して、多数遺体取扱訓練を実施し、更なる連携の強化及び災害時の活動体制の整備を図ります。</p>	<p>P 7 2  第4章 平常時の対策  第9節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策  (略)  【取り組みの方向】  第1 保健衛生・防疫対策 <u>保健福祉部、環境部、茅ヶ崎保健福祉事務所</u>  (略)  第3 遺体の取扱い対策 <u>総務部、環境部</u>  市は、遺体の処理を円滑に進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配について、県と連携して「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域的な協力体制を構築します。  また、市は、防災関係機関、葬儀業者等と協力して、多数遺体取扱訓練を実施し、更なる連携の強化及び災害時の活動体制の整備を図ります。</p>
<p>第4章 平常時の対策  第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策  (略)  【課題】  (略)  ○平成28年の熊本地震において、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間が掛かり、実際に避難所に届くまでにかかりの時間を要しました。  (略)  第5 物資供給体制の整備 <u>市民安全部、経済部、県トラック協会</u>  (略)  4 物資集積場所等の機能の検証  市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資集積場所として使用する施設及び救援物資の輸送先施設について、物資の搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、輸送車両の待機場所等を検証します。</p>	<p>P 7 4  第4章 平常時の対策  第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策  (略)  【課題】  (略)  (新設)  (略)  第5 物資供給体制の整備 <u>市民安全部、経済部</u>  (略)  (新設)</p>

新	旧																																																												
<p>第4章 平常時の対策 第13節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 【取り組みの方向】 第1 県指定の緊急輸送道路 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、藤沢土木事務所</span> 県が、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部、物資受入港（湘南港）等及び隣接都県の線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。</p> <table border="1" data-bbox="123 670 1057 1220"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">第1次路線</td> <td colspan="2">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">路線名</td> <td colspan="2">区 間</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国道468号</u> (さがみ縦貫道路)</td> <td colspan="2">市内全線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>県道44号</u> (伊勢原藤沢)</td> <td colspan="2"><u>寒川町境～県道45号</u> (丸子中山茅ヶ崎) 交点</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。		路線名	区 間		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		<u>国道468号</u> (さがみ縦貫道路)	市内全線		(略)	(略)		<u>県道44号</u> (伊勢原藤沢)	<u>寒川町境～県道45号</u> (丸子中山茅ヶ崎) 交点		(略)	(略)		(略)	(略)		<p>P78 第4章 平常時の対策 第13節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 【取り組みの方向】 第1 県指定の緊急輸送道路 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民安全部、藤沢土木事務所</span> 県が、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部、物資受入港（湘南港）等及び隣接都県の主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。</p> <table border="1" data-bbox="1131 670 2065 1168"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">第1次路線</td> <td colspan="2">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">路線名</td> <td colspan="2">区 間</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。		路線名	区 間		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		(新設)	(新設)		(略)	(略)		(新設)	(新設)		(略)	(略)		(略)	(略)	
第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。																																																												
路線名	区 間																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)	(略)																																																												
<u>国道468号</u> (さがみ縦貫道路)	市内全線																																																												
(略)	(略)																																																												
<u>県道44号</u> (伊勢原藤沢)	<u>寒川町境～県道45号</u> (丸子中山茅ヶ崎) 交点																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)	(略)																																																												
第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。																																																												
路線名	区 間																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)	(略)																																																												
(新設)	(新設)																																																												
(略)	(略)																																																												
(新設)	(新設)																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)	(略)																																																												
<p>第4章 平常時の対策 第14節 ライフライン等の応急復旧対策 (略)</p>	<p>P81 第4章 平常時の対策 第14節 ライフライン等の応急復旧対策 (略)</p>																																																												

新	旧
<p>第2 上水道施設 <u>県企業庁茅ヶ崎水道営業所</u>  水道営業所は、上水道施設の安全向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進めています。  また、防災関係機関における連携、応援協力体制の整備等を進めます。  そのほか、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えています。  (略)</p> <p>第4 電力施設 <u>東京電力パワーグリッド(株)平塚支社</u>  <u>東京電力パワーグリッド(株)平塚支社</u>は、～  (略)</p> <p>第5 都市ガス施設 <u>東京ガス(株)神奈川西支店</u>  <u>東京ガス(株)神奈川西支店</u>は、～  (略)</p> <p>第7 電話(通信)施設 <u>東日本電信電話(株)神奈川事業部</u>  <u>東日本電信電話(株)神奈川事業部</u>は、～  (略)</p>	<p>第2 上水道施設 <u>県企業庁茅ヶ崎水道営業所</u>  水道営業所は、上水道施設の安全向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進めています。  また、<u>災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を進めるとともに、防災関係機関における連携、応援協力体制の整備等を進めます。</u>  そのほか、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えています。  (略)</p> <p>第4 電力施設 <u>東京電力(株)平塚支社</u>  <u>東京電力(株)</u>は、～  (略)</p> <p>第5 都市ガス施設 <u>東京ガス(株)</u>  <u>東京ガス(株)</u>は、～  (略)</p> <p>第7 電話(通信)施設 <u>東日本電信電話(株)神奈川支店</u>  <u>東日本電信電話(株)</u>は、～  (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策  第15節 燃料対策  【現状】  ○略  ○市は、<u>環境事業センターに自家用給油取扱所を設置するとともに、燃料を輸送するため、消防本部に燃料補給車を配備しています。</u>  (略)</p>	<p>P 8 3  第4章 平常時の対策  第15節 燃料対策  【現状】  ○略  ○市は、<u>自家用給油取扱所を設置しています。</u>  (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策  第16節 広域応援・受援体制の充実強化  【現状】  (略)  ○市は、平成25年に岡崎市、佐久市、関ヶ原町と、大規模災害が発生した場合に、<u>食料や生活必需品などの提供、職員の派遣などを行う「災害時相互応</u></p>	<p>P 8 4  第4章 平常時の対策  第16節 広域応援・受援体制の充実強化  【現状】  (略)  ○市は、平成25年に佐久市と「<u>佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定</u>」を締結し、両市の地域特性を活かした応援体制の充実を図って</p>

新	旧
<p><u>援に関する協定」を締結し、応急対策や復旧活動が迅速かつ円滑に遂行できるよう、応援体制の充実を図っています。</u> (略)</p> <p>○<u>施行時特例市</u>各市は、被害を受けた市以外の市が相互に救援協力することを目的とした協定を締結し、応援体制の充実を図っています。</p> <p>○市は、自衛隊や警察及びライフライン関係機関と連携し、円滑な応急対策活動の実施を想定した<u>災害対策本部運営訓練</u>を行っています。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>○東日本大震災においては、支援が長期化し、被災市町村では、応援部隊等の受援体制について十分な準備ができておらず、応援機関の職員の寝食を賄う施設、体制について課題が残りました。</p> <p>○「広域応援・受援体制の確立」のため、近隣及び県外の市町村との相互応援に関する更なる協定の拡充と実効性を高めることが必要です。</p> <p>○「広域応援・受援体制の確立」のため、応援活動の拠点となる施設や空間等の整備・拡充が必要です。 (略)</p>	<p><u>います。</u> (略)</p> <p>○<u>特例市</u>各市は、被害を受けた特例市以外の市が相互に救援協力することを目的とした協定を締結し、応援体制の充実を図っています。</p> <p>○市は、自衛隊や警察及びライフライン関係機関と連携し、円滑な応急対策活動の実施を想定した<u>総合防災訓練</u>を行っています。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>○東日本大震災においては、支援が長期化され、被災市町村では、応援の受援体制について十分な準備ができておらず、応援機関の職員の寝食を賄う施設、体制について課題が残りました。</p> <p>○「広域応援・受援体制の確立」のため、近隣及び県外の市町村との相互応援に関する更なる協定の拡充と実効性を高めるための<u>検証</u>が必要です。</p> <p>○「広域応援・受援体制の確立」のため、応援活動の拠点となる施設や空間等の整備・拡充が必要です。 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第17節 ボランティア体制の充実強化 (略)</p> <p><b>【取り組みの方向】</b></p> <p>第1 ボランティアの受入体制の整備 <u>監査部、市社会福祉協議会</u> 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や、必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。 (削除)</p> <p>第2 ネットワークづくりの推進 <u>監査部、市社会福祉協議会</u> 市及び市社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や、訓練の実施等を通じて、各種団体等と災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。</p>	<p>P 8 6 第4章 平常時の対策 第17節 ボランティア体制の充実強化 (略)</p> <p><b>【取り組みの方向】</b></p> <p>第1 ボランティアの受入体制の整備 <u>監査部、市社会福祉協議会</u> 市は、県や防災関係機関の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や、必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。 <u>また、市は、ボランティアを受け入れる際には、被災状況や被災者のニーズの把握に努めます。</u></p> <p>第2 ネットワークづくりの推進 <u>監査部、市社会福祉協議会</u> 市は、平常時から災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や、訓練の実施等を通じて、<u>市社会福祉協議会</u>や各種団体等と災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。</p>

新	旧
<p>第3 ボランティアの育成と充実 <b>福祉部、保健所部、監査部、市社会福祉協議会</b></p> <p>市は、大規模な災害発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。</p> <p>また、市と市社会福祉協議会は、連携してボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 ボランティアの育成と充実 <b>保健福祉部、監査部、市社会福祉協議会</b></p> <p>市は、大規模な災害発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。</p> <p>また、市は、市社会福祉協議会と連携してボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第18節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向性】</p> <p>第1 災害廃棄物の除去体制の整備 <b>環境部</b></p> <p>(略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理体制の整備 <b>環境部</b></p> <p>(略)</p> <p>第3 災害廃棄物の処理・処分計画の策定等 <b>環境部</b></p> <p>市は、<u>神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）</u>を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルの改訂を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。</p>	<p>P 8 7</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第18節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>(略)</p> <p>【取り組みの方向性】</p> <p>第1 災害廃棄物等の除去体制の整備 <b>環境部</b></p> <p>(略)</p> <p>第2 災害廃棄物等の処理体制の整備 <b>環境部</b></p> <p>(略)</p> <p>第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 <b>環境部</b></p> <p>市は、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルの改訂を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物等の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。</p>



新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第2節 災害情報の受伝達 (略)</p> <p>第2 災害時の広報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害時広報対策班、企画部、防災関係機関</span> (略)</p> <p>2 広報手段</p> <p><u>災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。</u></p> <p><u>そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービスや等の屋内で受信可能な手段を組み合わせることで配信します。</u></p> <p><u>さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。</u></p> <p>(1) 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、<u>緊急速報メール、tvkデータ文字放送（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）※</u>等の即時性の高い情報発信</p> <p><u>※市町村が避難勧告等の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステムで総務省が全国普及を進めているもの。</u></p> <p>(2) ホームページによる情報発信</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>報道機関</u>への定期的な情報提供 (略)</p>	<p>P94</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第2節 災害情報の受伝達 (略)</p> <p>第2 災害時の広報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害時広報対策班、企画部、防災関係機関</span> (略)</p> <p>2 広報手段 (新設)</p> <p>(1) 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、<u>エリアメール、tvk</u>（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、<u>ラジオ等</u>の即時性の高い情報発信</p> <p>(2) ホームページ、<u>携帯サイトでのインターネット</u>による情報発信</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>記者</u>への定期的な情報提供 (略)</p>

新	旧
<p>第6 東日本電信電話(株)の措置 <u>東日本電信電話(株)神奈川事業部</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>防災関係機関等の通信を優先的に確保します。(災害時優先電話)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>第6 東日本電信電話(株)の措置 <u>東日本電信電話(株)神奈川支店</u></p> <p>1 略</p> <p>2 <u>防災機関等の災害に関する通信については、非常通話・緊急通話の確保を可能な範囲で他の通信より優先し確保します。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 消火、救助・救急活動</p> <p>第1 消防活動 <u>消防部、消防団</u></p> <p>(略)</p> <p>2 配備体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 非常参集</p> <p><u>消防職員、消防団員は茅ヶ崎市消防計画に基づき、直ちに所定の場所へ参集します。</u></p> <p>3 活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の設置</p> <p>ア 指揮、連絡体制の確立</p> <p>消防団の指揮、連絡体制を確立するため、消防団長は、<u>消防対策本部員</u>として、<u>消防対策本部</u>に参集します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 各主体における役割 <u>総括・情報班、消防部、自衛隊、自主防災組織、消防団</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 消防警戒区域の設定 <u>総括・情報班、消防部、消防団</u></p> <p><u>火災現場においては、消防吏員又は消防団員が消火活動の支障にならないよう、必要に応じ消防警戒区域の設定をします。</u></p> <p>第4 要救助者の搜索 <u>消防部、消防団、自衛隊</u></p> <p>(略)</p>	<p>P 9 7</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 消火、救助・救急活動</p> <p>第1 消防活動 <u>火災防御・救出救助対策班、消防部、消防団</u></p> <p>(略)</p> <p>2 配備体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 非常参集</p> <p><u>消防職員は、茅ヶ崎市消防計画に基づき、直ちに所定の場所に参集します。また、消防団員は、出火防止、初期消火等の措置を行った後、直ちに所定の場所に参集します。</u></p> <p>3 活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防団の設置</p> <p>ア 指揮、連絡体制の確立</p> <p>消防団の指揮、連絡体制を確立するため、消防団長は、<u>震災消防対策本部員</u>として、<u>震災消防対策本部</u>に参集します。</p> <p>(略)</p> <p>第2 各主体における役割 <u>火災防御・救出救助対策班、消防部、自衛隊、自主防災組織、消防団</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 消防警戒区域の設定 <u>火災防御・救出救助対策班、消防部</u></p> <p><u>市は、延焼火災等の大規模火災が発生した時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じ消防警戒区域の設定等の措置を講じます。</u></p> <p>第4 要救助者の搜索 <u>火災防御・救出救助対策班、消防部</u></p> <p>(略)</p>

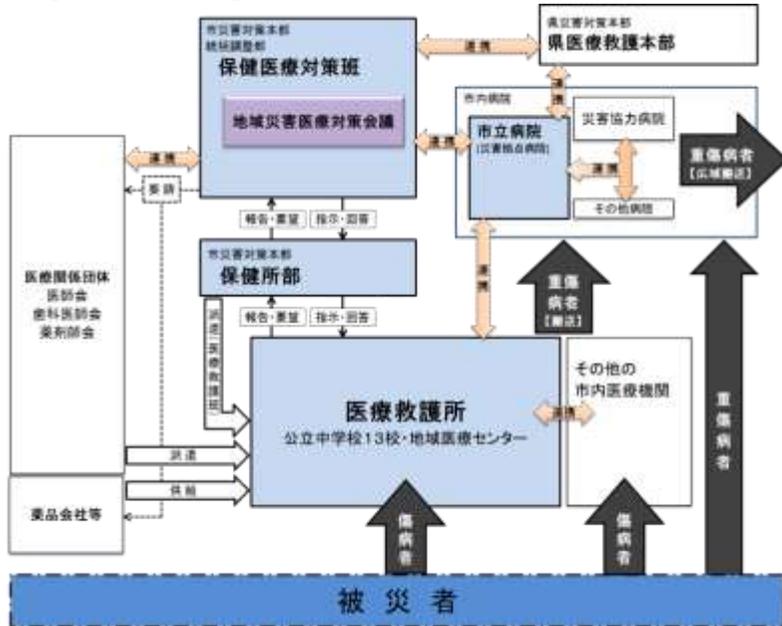
新	旧
<p>第5章 惨事ストレス対策 <u>消防部、消防団、自衛隊</u></p> <p>消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。</p> <p>また、市は必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。</p>	<p>第5章 惨事ストレス対策 <u>消防部</u></p> <p>消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。</p> <p>また、必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第4節 医療救護・保健活動</p> <p>第1 市立病院の活動 <u>市立病院部</u></p> <p>(略)</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市立病院は、<u>県医療救護本部</u>と連携し、～</p> <p>(略)</p> <p>第2 <u>医療救護活動</u> <u>保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</u></p> <p>(略)</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p>(1) <u>保健医療対策班</u></p> <p>災害対策本部の統括調整部に<u>保健医療対策班</u>を設置し、災害状況に応じた医療救護所の選定や、医療関係団体への要員の派遣を要請します。</p> <p>(略)</p> <p>また、市の<u>保健医療対策班</u>のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対して県医療救護班の派遣要請を行います。</p> <p>(2) 医療救護所</p> <p>医療救護所は、<u>原則として公立中学校13校及び地域医療センターより、災害の状況を見定め必要な医療救護所を選定し、設置します。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>P 9 9</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第4節 医療救護・保健活動</p> <p>第1 市立病院の活動 <u>市立病院部</u></p> <p>(略)</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市立病院は、<u>県医療救護対策本部</u>と連携し、～</p> <p>(略)</p> <p>第2 <u>医療救護活動</u> <u>医療救護対策班、保健福祉部、市保健師（保健師班）茅ヶ崎保健福祉事務所、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</u></p> <p>(略)</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p>(1) <u>医療救護対策班</u></p> <p>災害対策本部の統括調整部に<u>医療救護対策班</u>を設置し、災害状況に応じた医療救護所の選定や、医療関係団体への要員の派遣を要請します。</p> <p>(略)</p> <p>また、市の<u>医療救護班</u>のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対して県医療救護班の派遣要請を行います。</p> <p>(2) 医療救護所</p> <p>医療救護所は、公立中学校13校及び地域医療センターの<u>あらかじめ定めた場所に設置します。</u></p> <p>(3) <u>医療救護本部</u></p> <p>(略)</p>

新

(3) 医療救護班

(略)

【医療救護体制】



2 医療救護班の活動

(略)

(2) 医療救護班

ア 医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護所において医療救護活動を実施します。

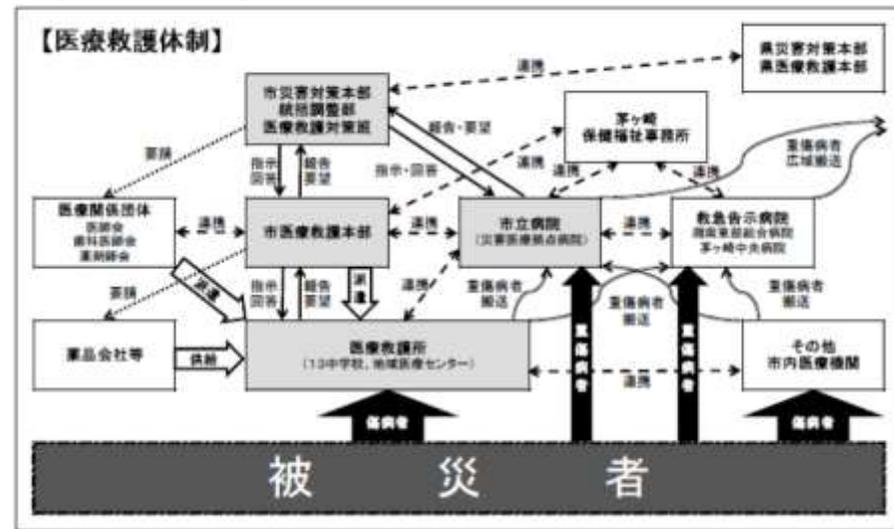
(略)

旧

(4) 医療救護班

(略)

【医療救護体制】



2 医療救護班の活動

(略)

(2) 医療救護班

ア 医療救護班は、医療救護本部の指揮のもと、医療救護所において医療救護活動を実施します。

(略)

新	旧
<p>3 重傷病者の搬送及び収容 (略)</p> <p>(1) 搬送の方法 重傷病者の後方医療施設等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、<u>保健医療対策班</u>がその対策を講じます。 (略)</p> <p>5 助産活動の支援 医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、<u>保健医療対策班</u>と連携し、妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受け入れ可能な助産施設や協力機関である市立病院、基幹病院である東海大学病院に搬送する手配をします。</p> <p>第3 DMA Tとの連携 <u>保健医療対策班、消防部、市立病院部</u></p>	<p>3 重傷病者の搬送及び収容 (略)</p> <p>(1) 搬送の方法 重傷病者の後方医療施設等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、<u>医療救護対策班</u>がその対策を講じます。 (略)</p> <p>5 助産活動の支援 医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、<u>医療救護対策班及び医療救護本部</u>と連携し、妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受け入れ可能な助産施設や協力機関である市立病院、基幹病院である東海大学病院に搬送する手配をします。</p> <p>第3 DMA Tとの連携 <u>広域連携班、医療救護対策班、火災防御・救出救助対策班、消防部、市立病院部</u></p>

新	旧																		
第5章 災害時の応急対策活動 第5節 津波対策 第1 津波情報の伝達 <u>総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防部、消防団、横浜地方気象台</u>	P103 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 津波対策 第1 津波情報の伝達 <u>総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防部</u>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 454 302 486"></th> <th data-bbox="302 454 705 486">避難情報等の発令</th> <th data-bbox="705 454 1108 486">対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="123 486 302 782">           大津波警報            津波警報         </td> <td data-bbox="302 486 705 782">           ○全国瞬時警報システムによる広報            ○避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者への避難の呼びかけ         </td> <td data-bbox="705 486 1108 782">           ○避難指示（緊急）の発令            ○避難誘導            ○避難所の開設            ○津波一時退避場所への避難            ○水防活動職員等の安全確保            ○海面監視            ○関係機関等との連絡調整         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 782 302 893">           津波注意報         </td> <td data-bbox="302 782 705 893">           ○注意喚起         </td> <td data-bbox="705 782 1108 893">           ○市民等への情報伝達            ○海面監視            ○関係機関等との連絡調整         </td> </tr> </tbody> </table>		避難情報等の発令	対 応	大津波警報 津波警報	○全国瞬時警報システムによる広報 ○避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者への避難の呼びかけ	○避難指示（緊急）の発令 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○津波一時退避場所への避難 ○水防活動職員等の安全確保 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整	津波注意報	○注意喚起	○市民等への情報伝達 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 454 1310 486"></th> <th data-bbox="1310 454 1713 486">避難情報等の発令</th> <th data-bbox="1713 454 2116 486">対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 486 1310 782">           大津波警報            津波警報         </td> <td data-bbox="1310 486 1713 782">           ○全国瞬時警報システムによる広報            ○避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者への避難の呼びかけ         </td> <td data-bbox="1713 486 2116 782">           ○避難勧告または指示の発令            ○避難誘導            ○避難所の開設            ○津波一時退避場所の受け入れ            ○水防活動職員等の安全確保            ○海面監視            ○関係機関等との連絡調整         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 782 1310 893">           津波注意報         </td> <td data-bbox="1310 782 1713 893">           ○注意喚起         </td> <td data-bbox="1713 782 2116 893">           ○市民等への情報伝達            ○海面監視            ○関係機関等との連絡調整         </td> </tr> </tbody> </table>		避難情報等の発令	対 応	大津波警報 津波警報	○全国瞬時警報システムによる広報 ○避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者への避難の呼びかけ	○避難勧告または指示の発令 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○津波一時退避場所の受け入れ ○水防活動職員等の安全確保 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整	津波注意報	○注意喚起	○市民等への情報伝達 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整
	避難情報等の発令	対 応																	
大津波警報 津波警報	○全国瞬時警報システムによる広報 ○避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者への避難の呼びかけ	○避難指示（緊急）の発令 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○津波一時退避場所への避難 ○水防活動職員等の安全確保 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整																	
津波注意報	○注意喚起	○市民等への情報伝達 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整																	
	避難情報等の発令	対 応																	
大津波警報 津波警報	○全国瞬時警報システムによる広報 ○避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者への避難の呼びかけ	○避難勧告または指示の発令 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○津波一時退避場所の受け入れ ○水防活動職員等の安全確保 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整																	
津波注意報	○注意喚起	○市民等への情報伝達 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整																	
<p>(略)</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>また、津波の規模と避難対象地域等を集約し、市民の迅速な避難を呼びかけるために、必要に応じ避難指示（緊急）を発令します。</p> <p>さらに、広報車、消防車両や地域情報配信システム等あらゆる手段を用いて広報活動を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県及び隣接市町への連絡</p> <p>市は、津波のための避難指示（緊急）を発令した場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接市町へ連絡するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>また、津波の規模と避難対象地域等を集約し、市民の迅速な避難を呼びかけるために、必要に応じ避難の勧告または指示の措置を行います。</p> <p>さらに、広報車、消防車両や地域情報配信システム等あらゆる手段を用いて広報活動を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県及び隣接市町への連絡</p> <p>市は、津波のための避難勧告または指示をした場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接市町へ連絡するものとします。</p> <p>(略)</p>																		

新	旧
<p>2 海面監視 市は、本市で震度4以上の地震を観測した場合または相模湾・三浦半島に津波注意報等が発表された場合には防災行政用無線による広報及び海面監視を実施します。 海面監視においては、海面監視カメラによる海岸映像の確認、高所からの監視及び巡回監視等としますが、津波の到達時間を考慮して、監視職員の安全確保を第一に実施します。 また、市は、監視により異常を認めた場合、または危険が生じるおそれがある場合は、速やかに沿岸住民や海浜利用者等に対し、津波に関する情報を伝達し、必要に応じ、避難指示（緊急）を発令します。 なお、避難指示（緊急）の発令を判断する場合において、必要に応じて関係機関に助言を求めます。</p> <p>第2 津波一時退避場所への避難 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難所対策班、災害時広報対策班、市民安全部</span> 避難所及び市と津波一時退避に係る協定を締結しているマンション・企業等は、相模湾・三浦半島への津波警報・大津波警報の発表とともに避難者の受け入れを行い、市はその状況を把握し、津波に関する情報を適時防災行政用無線等により周知します。 (略)</p> <p>第4 津波警報・大津波警報の解除 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総括・情報班、災害時広報対策班、避難所対策班</span> 市は、警報の解除に伴い、津波一時退避場所を閉鎖するものとし、その旨を防災行政用無線等により市民へ周知します。 (略) また、地区防災拠点においては、周辺の被災状況の把握に努め、避難者の受け入れ、必要物資の提供等を行い、適時、災害対策本部へ避難所及び周辺の状況を報告します。</p>	<p>2 海面監視 市は、本市で震度4以上の地震を観測した場合または津波注意報等が発表された場合には防災行政用無線による広報及び海面監視を実施します。 海面監視においては、海面監視カメラによる海岸映像の確認、高所からの監視及び巡回監視等としますが、津波の到達時間を考慮して、監視職員の安全確保を第一に実施します。 また、市は、監視により異常を認めた場合、または危険が生じるおそれがある場合は、速やかに沿岸住民や海浜利用者等に対し、津波に関する情報を伝達し、必要に応じ避難勧告または指示を行います。</p> <p>第2 津波一時退避場所の受け入れ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難所対策班、災害時広報対策班、市民安全部</span> 避難所及び市と津波一時退避に係る協定を締結しているマンション・企業等は、津波警報・大津波警報の発表とともに受け入れを行い、市はその状況を把握し、津波に関する情報を適時防災行政用無線等により周知します。 (略)</p> <p>第4 津波警報・大津波警報の解除 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総括・情報班、災害時広報対策班、避難所対策班</span> 市は、警報の解除に伴い、津波一時退避場所を閉鎖するものとし、開設している避難所の情報とあわせて、その旨を防災行政用無線等により市民へ周知します。 (略) また、地区防災拠点においては、周辺の被災状況の把握に努め、避難者受け入れの実施、必要物資の提供等を行い、適時、災害対策本部へ避難所及び周辺の状況を報告します。</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>第1 避難対策 <u>総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、海上保安庁、自衛隊</u></p> <p>1 避難情報</p> <p>(1) 避難勧告または指示 (略)</p> <p>(2) 避難勧告または指示の実施責任者 (表略)</p> <p>※ (略)</p> <p><u>※市長以外の者が、避難勧告または指示等を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知することとする。</u></p> <p>2 避難情報等の伝達</p> <p>(1) 避難勧告または指示等の伝達 (略)</p> <p>(2) 避難勧告または指示の内容 市長は、避難の勧告または指示を実施する際、原則として次の内容を明示して 行います。</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難勧告または指示対象地域</p> <p>ウ 避難先</p> <p>エ <u>避難に関する注意事項</u> (削除)</p> <p>(3) 県知事等への報告</p> <p>市長は、避難勧告または指示を行ったときは、<u>災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。</u></p> <p><u>(4) 避難指示の解除</u></p> <p><u>市長は、避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条第5項に基づき、直ちにその旨を多様な伝達手段を用いて住民に周知するとともに、県知事等に報告します。</u></p>	<p>P 1 0 5</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班</p> <p>1 避難情報</p> <p>(1) 避難勧告または指示 (略)</p> <p>(2) 避難勧告または指示の実施責任者 (表略)</p> <p>※ (略) (新設)</p> <p>2 避難情報等の伝達</p> <p>(1) 避難勧告または指示等の伝達 (略)</p> <p>(2) 避難勧告または指示の内容 市長は、避難の勧告または指示を実施する際、原則として次の内容を明示して 行います。</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難勧告または指示対象地域</p> <p>ウ <u>避難先とその場所</u></p> <p>エ <u>避難に適した経路</u></p> <p>オ <u>注意事項</u></p> <p>(3) 県知事等への報告</p> <p>市長は、避難勧告または指示を行ったときは、<u>速やかに県知事に報告します。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧																								
<p>3 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第60条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該地域からの退去を命じることができます。</u></p> <p>(2) 警戒区域の設定権者</p> <table border="1" data-bbox="129 539 1106 834"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>災害の種類</th> <th>内容（要件）</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第63条第1項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても警戒区域を設定できますが、<u>災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が住民の保護を目的とするのに対し、消防法、水防法による警戒区域の設定は、現場における消防または水防活動を保護するために、消防または水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的としています。</u></p> <p><u>また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定は「必要があると認めるとき」ですが、消防法、水防法による警戒区域の設定は「火災現場において、または「水防上緊急の必要がある場所において」となっています。</u></p> <p>第2 避難誘導 <u>総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団 茅ヶ崎警察署、施設管理者</u></p> <p>市は、延焼火災の拡大等の危険が切迫したときは、<u>消防、警察、自主防災組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 学校、病院、工場、<u>福祉施設等</u>の管理者は、避難計画に基づき、<u>児童生徒、</u></p>	設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠	市町村長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>3 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該地域からの退去を命じることができます。</p> <p>(2) 警戒区域の設定権者</p> <table border="1" data-bbox="1137 539 2114 834"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>災害の種類</th> <th>内容（要件）</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生しまたは災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第63条第1項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、<u>第一次的な設定権者が現場にいないか、または要求があったときは、警戒区域を設定できます。</u></p> <p>第2 避難誘導 <u>総括・情報班、避難所対策班、火災防御・救出救助対策班、消防部、茅ヶ崎警察署</u></p> <p>市は、延焼火災の拡大等の危険が切迫したときは、<u>警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 学校、病院、工場等<u>防災上重要な施設</u>の管理者は、避難計画に基づき、</p>	設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠	市町村長	災害全般	災害が発生しまたは災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項	(略)	(略)	(略)	(略)
設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠																						
市町村長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠																						
市町村長	災害全般	災害が発生しまたは災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						

新	旧
<p>入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導します。 (略)</p> <p>第5 他市町村への避難 <u>総括・情報班</u> 市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を災害から保護し、または住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内の他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受け入れについて他市町村の市町村長に協議します。</p> <p>市長は、他市町村への一時的な避難について協議しようとするときは、災害対策基本法第86条の8第2項に基づき、その旨を県知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。</p> <p>第6 <u>要配慮者及び避難行動要支援者支援対策</u> <u>要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部</u> 災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援対策については、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携して実施します。 また、市は、災害対策本部の統括調整部に要配慮者対策班を設置し、災害状況に応じた要配慮者及び避難行動要支援者対策を講じます。</p> <p>1 <u>要配慮者及び避難行動要支援者への対応</u> (1) 略 (2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、t v k データ文字放送 (地上デジタル放送によるデータ放送)、ホームページ、防災ラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。</p> <p>2 <u>避難所における要配慮者に対する支援</u> (1) 市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。また、必要に応じて、専門ボランティアや災害ボランティア等を派遣します。</p>	<p>迅速かつ安全に誘導します。 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5 <u>避難行動要支援者及び要配慮者支援対策</u> <u>災害時要援護班、文化生涯学習部、保健福祉部、こども育成部</u> 災害時における避難行動要支援者及び要配慮者支援対策については、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携して実施します。 また、市は、災害対策本部の統括調整部に災害時要援護班を設置し、災害状況に応じた避難行動要支援者及び要配慮者対策を講じます。</p> <p>1 <u>避難行動要支援者及び要配慮者への対応</u> (1) 略 (2) 要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報について防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、メール配信、エリアメール、t v k (地上デジタル放送によるデータ放送)、ホームページ、防災ラジオ広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。</p> <p>2 <u>避難所の要配慮者に対する支援</u> (1) 市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。また、必要に応じて、専門ボランティアや災害ボランティア等の派遣を実施します。</p>

新	旧
<p>(2) 市は、避難所での生活が困難な障害者や高齢者等については、<u>福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障害者や高齢者等の受け入れを依頼します。</u>  また、<u>福祉避難施設が収容能力を超えた場合、または対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。</u>  (略)</p> <p>第7 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 <u>避難所対策班、配備職員</u>  避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう避難所運営を実施します。  <u>避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取り組み例については次のとおりです。</u></p> <p>取組事例  <u>○運営上の工夫（運営委員に女性を入れる、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等により、女性の意見を避難所運営に反映させる。女性スタッフによる相談対応。）</u>  <u>○救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握、女性による配布）</u>  <u>○トイレの確保・設置場所の工夫（男女別の設置、設置場所や経路の防犯上の安全性）</u>  <u>○プライバシーの確保（男女別の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保）</u>  <u>○妊産婦への配慮（授乳・休息スペースの確保、保健指導、緊急時の対応）</u></p> <p>第8 在宅避難者、避難所外避難者への対応 <u>避難所対策班、保健所部</u>  1 在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援  市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や<u>車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）</u>の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。  2 健康対策</p>	<p>(2) 市は、避難所での生活が困難な障害者や高齢者等については、協定を締結した<u>福祉避難施設に収容可能人数を確認の上、順次収容します。</u>  また、<u>特別養護老人ホーム等の社会福祉施設が収容能力を超えた場合、または対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。</u>  (略)</p> <p>第6 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 <u>避難所対策班</u>  避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう避難所運営を実施します。  また、<u>避難所運営委員会は、女性用下着や生理用品等の処理に係るごみ置き場の検討等、避難者が不快感・不安感を感じない対策を行います。あわせて、女性用物資の配布方法や女性専用トイレの確保・設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保等、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取り組みを実施します。</u></p> <p>1 取組事例  <u>○更衣室やトイレは男女別に設ける</u>  <u>○乳幼児がいる世帯を同じ部屋に集める等、子育てをしやすくする</u>  <u>○出入りする人をチェックする受付を作る</u>  <u>○仮設トイレは安全な場所に設置する</u>  <u>○救援物資の要望に女性の声を取り入れる</u>  <u>○プライバシーを確保する</u>  <u>○避難所運営委員会に女性が加わる、女性スタッフがいる相談窓口を設置する</u></p> <p>第7 在宅避難者、避難所外避難者への対応 <u>避難所対策班</u>  1 在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援  市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や避難所外避難者<u>（場所、人数、支援の要否内容等）</u>の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。  2 健康対策</p>

新	旧
<p>避難所外避難者等は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が多いことも影響して、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなります。</p> <p>市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導します。</p> <p>3 市外避難者への対応</p> <p>市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。</p> <p>第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被災者生活再建支援班、福祉部、都市部、建設部</span> (略)</p>	<p>避難所外避難者は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が多いことも影響して、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなります。</p> <p>市は、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導します。</p> <p>3 市外避難者への対応</p> <p>市は、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。</p> <p>第8 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被災者生活再建支援班、保健福祉部、都市部、建設部</span> (略)</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 <u>保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、</u>  (略)</p> <p>2 防疫対策  (略)</p> <p>(1) 防疫活動  市は、被災地域における～  (略)</p> <p>第3 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い <u>衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所班、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 遺体の取扱い方法</p> <p>(1) 実施機関  市は、災害時における遺体の収容、埋火葬を関係機関の協力を得て行います（災害救助法が適用され県の委任を受けた場合も同様）。</p>	<p>P 1 1 5</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 <u>医療救護対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健福祉部、環境部、市保健師（保健師班）、茅ヶ崎保健福祉事務所</u>  (略)</p> <p>2 防疫対策  (略)</p> <p>(1) 防疫活動  市は、<u>茅ヶ崎保健福祉事務所と連携し</u>、被災地域における～  (略)</p> <p>第3 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い <u>火災防御・救出救助対策班、衛生・災害廃棄物対策班、総務部、環境部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 遺体の取扱い方法</p> <p>(1) 実施機関  災害時における遺体の収容、埋火葬は（災害救助法が適用され県の委任を受けた場合には）<u>関係機関の協力を得て市が行います。</u></p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第10節 教育・保育対策</p> <p>第3 避難所の開設 <u>避難所対策班、配備職員、施設管理者</u>  (略)</p> <p>1 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所の開設に協力します。なお、第一に児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者の受け入れ等を行います。</p> <p>2 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所または避難所へ誘導します。  また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。</p>	<p>P 1 2 6</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第10節 教育・保育対策</p> <p>第3 避難所の開設 <u>避難所対策班、施設管理者</u>  (略)</p> <p>1 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所の開設に協力します。なお、第一に児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者の受け入れ等を行い、<u>安全確保を図ります。</u></p> <p>2 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所または避難所へ誘導します。  また、災害等の状況により、避難者の受け入れを<u>図る</u>時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>第3 道路の応急復旧等 <u>応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、 藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署、自衛隊</u></p> <p>1 国の措置</p> <p><u>国は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。</u></p> <p><u>また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請または指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。</u></p> <p>2 県の措置</p> <p><u>県は、災害協定業者等の協力のもと、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。</u></p> <p><u>また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。</u></p> <p><u>さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。</u></p> <p>3 市の措置</p> <p>市は、速やかに応急復旧作業体制を確立し、応急対策活動や緊急輸送に必要な道路等の機能確保等、優先順位を定め迅速な復旧作業を実施します。</p> <p><u>また、茅ヶ崎建設業協会等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。</u></p> <p>4 障害物の除去</p> <p><u>道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項に基づき、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策</u></p>	<p>P126</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>第3 道路の応急復旧等 <u>応急復旧対策班、建設部、消防部、茅ヶ崎警察署、 自衛隊</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1 市の措置</p> <p>市は、速やかに応急復旧作業体制を確立し、応急対策活動や緊急輸送に必要な道路等の機能確保等、優先順位を定め迅速な復旧作業を実施します。</p> <p>2 道路管理者の措置</p> <p><u>市及びその他の道路管理者は、茅ヶ崎建設業協会等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。</u></p> <p>3 その他連携措置</p> <p><u>路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。</u></p>

新	旧
<p>の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、区間を指定して当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者（以下、「車両の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動すること、その他必要な措置をとることを、書面の提示または口頭で命じることとします。</p> <p>&lt;具体的な命令の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の左側や歩道への移動</li> <li>・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）</li> <li>・沿道の空地、駐車場への移動</li> <li>・車両から落下した積載物の車両への再積載</li> </ul> <p>なお、車両の占有者等が不在時、命令に従わないとき等は道路管理者自ら移動の措置を行うこととします。また、やむを得ない場合は車両その他の物件を破損することに対応することとします。</p> <p>（略）</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">財務部</span></p> <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>（略）</p> <p>(2) 交付手続き</p> <p>災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要性が生じたときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が確認証明書を警察または交通検問所に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に<u>掲</u>示するものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">財務部</span></p> <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>（略）</p> <p>(2) 交付手続き</p> <p>災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要性が生じたときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が確認証明書を警察または交通検問所に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に<u>添</u>付するものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>（略）</p> <p>第2 下水道施設 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下水道河川部</span></p> <p>1 公衆衛生の保全</p> <p>災害時における公衆衛生の保全を図るため、相模川流域下水道左岸処理場と連絡調整を行い、<u>避難所、病院等の「防災拠点」</u>から発生する汚水の排水を可能にする管路施設の保全を早急に行います。</p>	<p>P 1 2 9</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>（略）</p> <p>第2 下水道施設 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下水道河川部</span></p> <p>1 公衆衛生の保全</p> <p>災害時における公衆衛生の保全を図るため、相模川流域下水道左岸処理場と連絡調整を行い、<u>避難所、学校、病院等の防災拠点</u>から発生する汚水の排水を可能にする管路施設の保全を早急に行います。</p>

新	旧
<p>2 浸水被害の防除  災害時における浸水被害の軽減を図るため、<u>避難所、病院等の「防災拠点」</u>における雨水の排水が可能となるように、ポンプ場等施設及び管路状況を確認し、適切に対応します。  (略)</p> <p>第3 東京電力<u>パワーグリッド</u>(株)平塚支社  (略)</p> <p>第4 東京ガス(株)<u>神奈川西支店</u>  (略)</p> <p>第6 電話(通信)施設 <u>東日本電信電話(株)神奈川事業部</u>  (略)</p> <p>(2) <u>緊急通話の確保</u>  <u>防災関係機関等の通信を優先的に確保します。(災害時優先電話)</u>  (略)</p>	<p>2 浸水被害の防除  災害時における浸水被害の軽減を図るため、<u>避難所、学校、病院等の防災拠点</u>における雨水の排水が可能となるように、ポンプ場等施設及び管路状況を確認し、適切に対応します。  (略)</p> <p>第3 <u>東京電力</u>(株)平塚支社  (略)</p> <p>第4 東京ガス(株)  (略)</p> <p>第6 電話(通信)施設 <u>東日本電信電話(株)神奈川支店</u>  (略)</p> <p>(2) <u>非常通話、緊急通話の優先確保</u>  <u>防災機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として他の通信に優先して確保します。</u>  (略)</p>
<p>第5章  第14節 燃料対策  第1 燃料の調達・供給 <u>救援物資対策班、財務部</u>  1 供給方針  市は、備蓄している燃料並びに協定を締結している企業等から調達する燃料を活用するにあたり、医療機関や福祉施設等、市民の生命に係る施設への優先確保や必要な応急対策活動の実施等、優先順位を明確にした上で供給活動に努めます。  (略)</p>	<p>P133  第5章  第14節 燃料対策  第1 燃料の調達・供給 <u>救援物資対策班、財務部</u>  1 供給方針  市は、備蓄している燃料並びに協定を締結している企業等から調達する燃料を活用するにあたり、医療機関や福祉施設等、市民の生命に係る施設への優先確保や必要な応急対策活動の実施等、優先順位を明確にした上で供給活動を図れるよう努めます。  (略)</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第16節 広域応援・受援活動 (略)</p> <p>第5 警察災害派遣隊の要請及び受け入れ <u>総括・情報班、茅ヶ崎警察署</u></p> <p>市は、応急措置を実施するたえ必要があると認めるときは、県に対して警察の広域応援部隊である<u>警察災害派遣隊</u>の派遣を要請します。</p> <p>また、<u>警察災害派遣隊</u>の円滑な受け入れのための活動拠点の整備と受入体制の確立を図ります。</p> <p>第6 消防広域応援の要請及び受け入れ <u>総括・情報班、消防部</u> (略)</p> <p>第7 DMATの要請及び受け入れ <u>保健医療対策班</u> (略)</p> <p>第8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、情報連絡員（リエゾン）の要請及び受け入れ <u>総括・情報班、横浜国道事務所、京浜河川事務所</u></p> <p>市は、災害による重大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、国（関東地方整備局）に情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請します。</p> <p>国は、市からの要請を受け情報連絡員を市に派遣し、情報交換を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）※を派遣します。なお、国は、市の被害状況等を勘案し、必要と認める場合は、要請を待たずに情報連絡員の派遣や必要な支援を行います。</p> <p>市は、国の情報連絡員や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が派遣される場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。</p> <p>※大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する専門的・技術的な支援を行うための派遣</p>	<p>P138</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第16節 広域応援・受援活動 (略)</p> <p>第5 <u>広域緊急援助隊等</u>の要請及び受け入れ <u>総括・情報班、広域連携班</u></p> <p>市は、応急措置を実施するたえ必要があると認めるときは、県に対して警察の広域応援部隊である<u>広域緊急救助隊等</u>の派遣要請を求めます。</p> <p>また、<u>広域緊急救助隊等</u>の円滑な受け入れのための活動拠点の整備と受入体制の確立を図ります。</p> <p>第6 消防広域応援の要請及び受け入れ <u>広域連携班、火災防御・救出救助対策班</u> (略)</p> <p>第7 DMATの要請及び受け入れ <u>広域連携班、医療救護対策班</u> (略) (新設)</p>

新	旧
<p>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の災害規模に応じた支援の仕組み （出典：国土交通省資料より抜粋）</p>	<p>P 1 3 9 第 5 章 第 1 7 節 ボランティア活動</p> <p>1 災害ボランティアセンターの開設 <u>広域連携班、監査部、市社会福祉協議会</u> 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア（一般ボランティア及び専門ボランティア）の<u>受け入れ</u>を行います。</p>
<p>第 5 章 第 1 7 節 ボランティア活動</p> <p>1 災害ボランティアセンターの開設 <u>広域連携班、監査部、市社会福祉協議会</u> 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア（一般ボランティア及び専門ボランティア）の<u>受け入れ</u>を行います。</p>	<p>P 1 3 9 第 5 章 第 1 7 節 ボランティア活動</p> <p>1 災害ボランティアセンターの開設 <u>広域連携班、監査部、市社会福祉協議会</u> 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア（一般ボランティア及び専門ボランティア）の<u>受援体制の整備</u>を行います。</p>

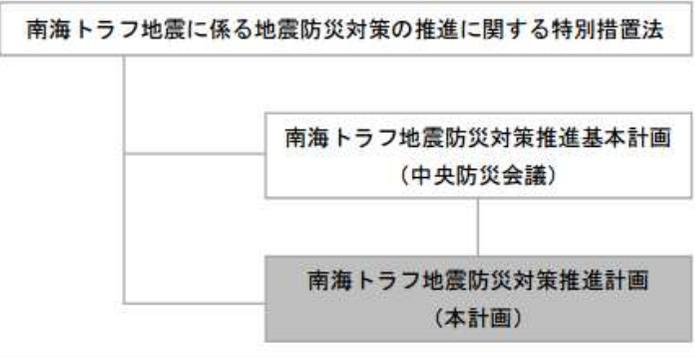
新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第18節 災害廃棄物等の除去及び処理</p> <p>第1 障害物の除去 <u>衛生・災害廃棄物対策班、応急復旧対策班、環境部、建設部、下水道河川部</u></p> <p>(略)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建物・工作物等の除去作業においては、緊急の場合を除き、土地の境界標識や塀・石垣等の基礎部分、側溝等の保存に努めます。</p>	<p>P 1 4 1</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第18節 災害廃棄物等の除去及び処理</p> <p>第1 障害物の除去 <u>衛生・災害廃棄物対策班、応急復旧対策班、環境部、建設部、下水道河川部</u></p> <p>(略)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建物・工作物等の除去作業においては、緊急の場合を除き、土地の境界標識や塀・石垣等の基礎部分、側溝等の保存に<u>心がけ、事後支障の起こらないよう配慮するよう努めます。</u></p>

新	旧
<p>第6章 復旧・復興対策  第3節 生活再建支援対策  (略)  第4 生活再建支援策  (略)  1 復興に係わる応急対策  (略)  (2) 応急仮設住宅等の供給 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福祉部、都市部、建設部</span>  (略)  2 一般の生活再建支援策  (略)  (2) 被災者の経済的再建支援策 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">財務部、福祉部、会計部、市社会福祉協議会</span>  (略)  (3) 精神的支援 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文化生涯学習部、福祉部、保健所部</span>  (略)  (4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文化生涯学習部、福祉部、保健所部</span>  (略)  イ 外国人被災者への支援の実施  (ア) 日本語を話せない外国人への生活情報の発信  市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を、<u>やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。</u>  (略)</p>	<p>P 1 5 1  第6章 復旧・復興対策  第3節 生活再建支援対策  (略)  第4 生活再建支援策  (略)  1 復興に係わる応急対策  (略)  (2) 応急仮設住宅等の供給 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保健福祉部、都市部、建設部</span>  (略)  2 一般の生活再建支援策  (略)  (2) 被災者の経済的再建支援策 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">財務部、保健福祉部、会計部、市社会福祉協議会</span>  (略)  (3) 精神的支援 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文化生涯学習部、保健福祉部</span>  (略)  (4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文化生涯学習部、保健福祉部</span>  (略)  イ 外国人被災者への支援の実施  (ア) 日本語を話せない外国人への生活情報の発信  市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を<u>発信します。</u>  (略)</p>

新	旧
<p>第7章 東海地震に関する事前対策 第3節 警戒宣言発令時等対策 (略) 第9 消防対策 (略) 3 消防対策本部の設置と運用等 消防本部に消防対策本部を設置し、その編成及び運用は、茅ヶ崎市消防計画第14章震災警備計画に準拠し実施します。</p> <p>4 主な活動事項 消防対策本部は、東海地震予知情報等によりこの項目1に定める対策の基本方針を遂行するため、主として次の事項を行います。 (1) 東海地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報 消防対策本部は、東海地震予知情報等の収集に努めるとともに、防災行政用無線及び消防機関全車両を活用し、速やかに全市域に、これらの伝達とあわせ、自主防災体制の確認を促すとともに、出火防止の呼びかけを繰り返し行います。 (略)</p>	<p>P169 第7章 東海地震に関する事前対策 第3節 警戒宣言発令時等対策 (略) 第9 消防対策 (略) 3 消防警戒本部の設置と運用等 消防本部に震災消防警戒本部を設置し、その編成及び運用は、茅ヶ崎市消防計画第14章震災警備計画に準拠し実施します。<u>ただし、震災消防対策本部長、同副本部長の呼称は、この場合震災消防警戒本部長、同副本部長と読み替えるものとします。</u></p> <p>4 主な活動事項 震災消防警戒本部は、東海地震予知情報等によりこの項目1に定める対策の基本方針を遂行するため、主として次の事項を行います。 (1) 東海地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報 震災消防警戒本部は、東海地震予知情報等の収集に努めるとともに、防災行政用無線及び消防機関全車両を活用し、速やかに全市域に、これらの伝達とあわせ、自主防災体制の確認を促すとともに、出火防止の呼びかけを繰り返し行います。 (略)</p>
<p>第7章 東海地震に関する事前対策 第3節 警戒宣言発令時等対策 (略) 第20 ライフライン等施設対策 (略) 3 電力施設の確保 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社は、～ (略) 4 都市ガス施設の安全等の確保 東京ガス(株)神奈川西支店は、～ (略)</p>	<p>P179 第7章 東海地震に関する事前対策 第3節 警戒宣言発令時等対策 (略) 第20 ライフライン等施設対策 (略) 3 電力施設の確保 東京電力(株)平塚支社は、～ (略) 4 都市ガス施設の安全等の確保 東京ガス(株)は、～ (略)</p>

新	旧
<p>5 電話(通信)の確保 東日本電信電話(株)神奈川事業部は、～ (略)</p> <p>第21 金融機関の措置</p> <p>1 民間金融機関に係る措置 (略)</p> <p>(1) 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応策</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた場合の措置 必要に応じ関係行政機関と協議し、強化地域内の金融機関または金融機関団体に対し、状況に応じ適切な措置を講ずるよう要請します。</p> <p>強化地域内の金融機関が窓口営業を必要最小限の業務に限定し、あるいは金融機関店舗の立地条件、事態の推移等により当該営業を停止せざるを得ない状況となったときは、関係行政機関と協議のうえ、これに伴う所要の措置を講じます。</p> <p>強化地域内の手形交換所において交換事務を中断し、または取止めざるを得ないときは、関係行政機関等と協議のうえ、状況に応じ決済時間変更、決済繰延べ等の措置を講ずるよう要請するほか、これに伴う所要の措置を講じます。</p> <p>強化地域外においては、関係行政機関と協議のうえ、強化地域内における金融機関店舗に対する為替の取組および手形の取立の停止等適切な措置を講ずるよう要請します。</p> <p>イ 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置 地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関が可及的すみやかに平常業務を行いうるよう必要な措置を講じます。</p>	<p>5 電話(通信)の確保 東日本電信電話(株)神奈川支店は、～ (略)</p> <p>第21 金融機関の措置</p> <p>1 民間金融機関に係る措置 (略)</p> <p>(1) 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応策</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた場合の措置 窓口における営業は、普通預金(総合口座を含む)の払い戻しを除く全ての業務を停止します。なお、普通預金の払い戻しについても、来店中の顧客の払い戻しが終了次第停止します。</p> <p>ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、市民の日常生活に極力支障を及ぼさないよう、必要な範囲内で、キャッシュサービス等(現金自動支払機を含みます。)の営業を継続するよう努めます。</p> <p>手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取り扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。なお、この旨を店頭に提示し、協力を求めます。</p> <p>休日、開店前または閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始または再開は行いません。ただし、この場合でも、関係機関と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等の運転は継続する等、市民の日常生活に極力支障を及ぼさないような措置を講じます。</p> <p>イ 警戒宣言が解除された場合等の措置 警戒宣言が解除された場合または地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可及的速やかに再開します。</p>

新	旧
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>目次</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>第2 推進計画の位置づけ</p> <p>第3 南海トラフ地震により想定される被害の概要</p> <p>第4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 関係者との連携協力の確保</p> <p>第1 資機材、人員等の配備手配</p> <p>第2 他機関に対する応援要請</p> <p>第3 帰宅困難者への対応</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護</p> <p>第2 津波に関する情報の伝達</p> <p>第3 避難指示等の発令</p> <p>第4 避難対策等</p> <p>第5 消防機関等の活動</p> <p>第6 水道、電気、ガス、通信関係</p> <p>第7 交通</p> <p>第8 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>第9 迅速な救助</p> <p>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第5節 防災訓練計画</p> <p>第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>第1節 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p><u>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。</u></p> <p>第2 推進計画の位置づけ</p> <p><u>この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画・第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものです。</u></p> <p>■ 推進計画の位置づけ</p>  <pre> graph TD     A[南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法] --- B[南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (中央防災会議)]     B --- C[南海トラフ地震防災対策推進計画 (本計画)]     A --- C   </pre> <p>第3 地域指定</p> <p><u>本市は、法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難特別強化地域に指定されています。</u></p> <p><u>県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海トラフ地震津波避難特別強化地域に13市町が指定されています。</u></p>	

新

旧

■ 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（出典 内閣府資料）

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



県内の指定市町：横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（27市町）

新

旧

■ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定（出典 内閣府資料）

**指定基準の概要**

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
  - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
  - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



県内の指定市町：横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町（13市町）

第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により平成24年8月に発表された本市に係る被害想定及び平成27年3月に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。

新	旧								
<p>1 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる被害想定</p> <table border="1" data-bbox="125 304 1108 445"> <thead> <tr> <th data-bbox="125 304 322 381">最大震度</th> <th data-bbox="322 304 519 381">最大津波高</th> <th data-bbox="519 304 813 381">最短津波到達時間</th> <th data-bbox="813 304 1108 381">浸水面積 (浸水深30cm以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="125 381 322 445">6弱</td> <td data-bbox="322 381 519 445">5m</td> <td data-bbox="519 381 813 445">26分</td> <td data-bbox="813 381 1108 445">20ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による被害想定 「第1章 地震災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定」参照。</p> <p>第5 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割」を準用します。</p> <p>第2節 関係者との連携協力の確保 第1 資機材、人員等の配備手配 1 物資等の調達手配 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、「第4章 平常時の対策 第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。 また、物資等が不足するときは、県に対する供給要請、災害時相互応援協定締結自治体に対する応援要請、災害協定締結事業者に対する供給要請等を行います。</p> <p>2 人員の配置 市は、人員に不足が生じる場合は、人員の配備状況を県に報告するとともに、県等に応援を要請します。</p>	最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深30cm以上)	6弱	5m	26分	20ha	
最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深30cm以上)						
6弱	5m	26分	20ha						

新	旧
<p><u>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u>  <u>防災関係機関は、地震が発生した場合において、茅ヶ崎市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材について計画的に点検、整備、配備等行うこととします。</u>  <u>なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めることとします。</u></p> <p><u>第2 他機関に対する応援要請</u>  <u>市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している協定は、茅ヶ崎市地域防災計画資料編」に記載のとおりです。</u>  <u>市は、必要があるときは、各協定に従い、応援を要請するものとします。</u></p> <p><u>第3 帰宅困難者への対応</u>  <u>帰宅困難者への対応については、「第4章 平常時の対策 第7節 帰宅困難者対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第7節 帰宅困難者対策」を準用します。</u></p> <p><u>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u>  <u>第1 津波からの防護</u>  <u>津波からの防護については、「第4章 平常時の対策 第5節 津波対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第7節 津波対策」を準用します。</u></p> <p><u>第2 津波に関する情報の伝達</u>  <u>津波に関する情報の伝達については、「第4章 平常時の対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実」、「第4章 平常時の対策 第5節 津波対策」、「第5章 災害時の応急対策活動 第2節 災害情報の受伝達」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第7節 津波対策」を準用します。</u></p> <p><u>第3 避難指示等の発令</u>  <u>避難指示等の発令については、「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。</u></p>	

新	旧
<p><u>第4章 避難対策等</u>  <u>避難対策については、「第4章 平常時の対策 第6節 避難対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。</u></p> <p><u>第5章 消防機関等の活動</u>  <u>津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関の活動については、「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。</u></p> <p><u>第6章 水道、電気、ガス、通信関係</u>  <u>津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第4章 平常時の対策 第14節 ライフライン等の応急復旧対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動」を準用します。</u></p> <p><u>第7章 交通</u>  <u>1 道路</u>  <u>津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策」を準用します。</u>  <u>2 海上</u>  <u>津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、「第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策」を準用します。</u>  <u>3 鉄道</u>  <u>災害発生時の運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第4章 平常時の対策 第14節 ライフライン等の応急復旧対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動」を準用します。</u></p>	

新	旧
<p><u>第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</u>  <u>市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第5章 災害時の応急対策活動 第3節 消火、救助・救急活動」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。</u></p> <p><u>第9 迅速な救助</u>  <u>消防機関等による被災者の救助・救急活動については、「第4章 災害時の応急対策活動 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実」、「第4章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援体制の充実強化」、「第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第3節 消火、救助・救急活動」を準用します。</u></p> <p><u>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u>  <u>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化</u>  <u>「第3章 災害に強いまちづくり 第3節 建築物等の防災対策」を準用します。</u>  <u>2 避難場所の整備</u>  <u>「第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保」を準用します。</u>  <u>3 避難経路の整備</u>  <u>「第3章 災害に強いまちづくり 第2節 道路・橋りょう・下水道の整備」を準用します。</u>  <u>4 土砂災害防止施設</u>  <u>「第3章 災害に強いまちづくり 第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策」を準用します。</u>  <u>5 津波防護施設</u>  <u>「第4章 平常時の対策 第5節 津波対策」を準用します。</u>  <u>6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u>  <u>「第4章 平常時の対策 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実」を準用します。</u>  <u>7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備</u>  <u>「第3章 災害に強いまちづくり 第2節 道路・橋りょう・下水道の整備」を準用します。</u></p>	

新	旧
<p>8 通信施設の整備  <u>「第4章 平常時の対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実」を準用します。</u></p> <p>第5節 防災訓練計画  <u>地震防災対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との連携体制の強化を目的として市及び防災関係機関が実施する防災訓練については、「第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 防災訓練の実施」を準用します。</u></p> <p>第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画  <u>地震防災上必要な教育及び広報については、「第2章 災害に強い組織・人づくり 第1節 防災知識の普及・啓発」を準用します。</u></p>	